

第4章 部門別方針

1 まちづくりの部門別方針

部門別方針は、前章で設定した、まちづくりの理念とまちづくりの重点課題を解決するために必要な、個別の部門に関する方針です。本マスタープランでは、8つの部門に区分して、その方針を示します。

(1) 土地利用の基本方針

土地利用に関する基本的な方針です。

(2) にぎわいと利便性を高める拠点の形成方針

中心市街地、周辺市街地の拠点形成に関する方針です。

(3) 住環境の形成方針

住宅地や住宅団地等、居住地の市街地環境に関する方針です。

(4) 産業環境の形成方針

地場産業や新規産業の市街地環境に関する方針です。

(5) 交通環境の整備方針

道路や公共交通等に関する方針です。

(6) 美しい風景づくり、公園・緑地整備、自然環境保全の方針

風景づくり、公園・緑地整備、農地を含む自然環境の保全に関する方針です。

(7) 防災・減災の方針

防災・減災のまちづくりに関する方針です。

(8) その他の都市施設の配置・整備方針

公益的な都市施設や下水道などに関する方針です。

(1) 土地利用の基本方針

- ① ネットワーク型コンパクトシティの形成に向け、計画的な土地利用を図ります。
- ② 中心拠点や地域拠点の強化に努めるとともに、必要に応じて多様な都市機能を集積すべき拠点の形成について検討します。
- ③ 新規産業の導入に関わる土地については、周辺環境への影響や交通などの利便性に考慮して、必要な土地を確保します。
- ④ 市街化調整区域において多治見市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例（以後、開発許可基準条例という）を継続し、集落地のコミュニティの維持や地域活力の向上を図ります。

ア 区域区分及び用途地域の見直しに関する基本方針

① 区域区分の継続

外縁の拡大を抑制し、既成市街地における都市基盤を適切に活用・維持し、環境負荷の少ない集約型の都市を形成するため、引き続き都市計画区域区分制度を活用していきます。

② 区域区分の見直し方針

- a 郊外住宅地における人口増加が落ち着いた一方、市街地整備が進んだ駅周辺地区で人口が増加しています。今後、人口が減少し、世帯数も減少すると予測されるため、むやみに住宅地を拡大することはせず、既成市街地での良好な住環境の確保を目指します。
- b 鉄道駅周辺など、公共交通、幹線道路等の状況から、ネットワーク型コンパクトシティの形成に支障があると認められる場合は、多様な都市機能を集積すべき拠点の形成について検討します。
- c 新規産業の振興を目的とする事業用地の供給など、まちづくりに不可欠な開発に対しては、自然的環境への影響に配慮しながら、計画的に土地利用を見直し、新規産業企業の立地誘導と支援を促進しつつ、新市街地の形成を検討します。

③ 市街化調整区域における秩序ある都市的土地利用の方針

ネットワーク型コンパクトシティの実現に向け、原則として市街化調整区域での開発は抑制します。ただし、周辺の自然環境や営農環境等との調和に十分に配慮し、農林漁業に関する土地利用との調整を図った上で、計画的な都市的土地利用の実現を目的とする開発については許容します。

a 都市的土地利用の需要が高い地域（地区計画等）

工業あるいは商業の機能が集積し、都市的土地利用の需要が見込まれる地区については、周辺の市街化を助長するおそれがない場合に限り、地区計画等により、農林漁業との調整を図られた区域で土地利用を検討します。

b 集落地域

住宅開発やまとまりある集落などの既に市街地の形態を成している区域は、集落地のコミュニティ維持や地域の活力向上を図るため、計画的な施設整備を検討します。

南姫地区を主体に根本・小泉地区において開発許可基準条例の適切な運用を継続します。

c 幹線道路沿道地域

幹線道路沿道及び施策的に適地と位置づけられる地区において、工業機能、物流機能等を目的とする開発は、周辺の市街地拡大を誘発するおそれのない範囲で検討します。

④ 用途地域の見直し方針

a 国道19号・国道248号沿線など、中心市街地内の商業地として商業業務施設の立地が進む地域においては、用途の純化を図り、商業系用途地域への転換、又は特別工業地区等の併用指定を検討します。

b 多治見駅北側や土岐川南側の商業地域の一部、及び笠原町の住居系用途地域に指定されている緩和型の特別工業地区と、準工業地域の一部に指定されている制限型の特別工業地区を継続します。

イ 土地利用に関する基本方針**① 市街地における建築物の密度の構成に関する方針****a 住居系**

地方都市としての潤いやゆとりある生活環境をもたらす市街地の形成を目標に、「盆地型地形」の特徴を活かし、豊かな緑に囲まれた低密度（容積率80～200%）の住宅地と、区画整理による共同建替や都市型住宅への誘導等によって高密度（容積率400%）な都心部といった、地区に応じた都市形成を目指します。

b 商業系

多治見駅周辺など中心拠点においては、必要に応じて建築物密度の高度化（容積率400%）を図る一方、地域拠点、周辺地区及び幹線道路沿道においては、ゆとりあるまち並み形成に向けて低密度（容積率200%または300%）な市街地形成を図ります。

c 工業系

ゆとりある就業環境や防災上の安全性を確保するため、中密度（容積率200%）な市街地形成を図ります。

② 住居系地域**a 一般住宅地**

- ・中心市街地に連たんする平坦部及び笠原地区の既成市街地に位置し、住居系用途地域が指定される地区を「一般住宅地」と位置づけます。
- ・市街地部は公共的空地が少なく建物が密集していることから、道路・公園等の都市基盤整備とともに、土地利用の整序化、良好な都市型住宅の整備等を行います。

- ・住宅地周辺の段丘斜面や里山的な樹林地・農地の保全に努めるとともに、自然的環境や豊かな風景と調和するまち並みの形成を図ります。

b 郊外住宅地

- ・市街地周辺丘陵部の郊外に開発された住宅団地からなる、住居専用系用途地域に指定されている地区を「郊外住宅地」と位置づけます。
- ・原則として、新規開発は中心市街地を取り囲む盆地の緑と周辺市街地を取り囲む緑に囲まれた地域のみとし、周辺市街地を取り囲む緑の外側での面的な開発は抑制します。
- ・面的な開発地内では、既に道路や公園等の基盤整備はかなり進んでおり、緑豊かで良好な住環境の保全に努めます。
- ・初期に開発された団地の一部においては、今後の建て替え需要と空洞化の見込みに留意しつつ、良好な住環境の形成を検討します。

③ 商業系地域

a 中心拠点：多治見駅周辺地区

東濃地域における都心機能の中心地として集客基盤の強化を図り、高次の都市拠点づくりを目指すとともに、眺望景観に配慮した建築物や複合的な機能を有する施設、各種サービス機能（行政・民間）の誘導に努めます。

b 地域拠点及び周辺地区

郊外地域において、日常生活に必要な生活サービス施設（機能）を維持・誘導するために、住宅団地内又は既成市街地内に地域拠点として近隣商業地を配置します。

また、幹線道路沿道には、自動車による利便性を活かした沿道型業務施設等の立地を図ります。

④ 工業系地域

a 地場産業振興地

陶磁器やタイルなどの地場産業の保全と振興を図っていきます。また、郷土色豊かな歴史・文化資源を活用した、美濃焼文化の香りが漂うまち並みの形成を進めます。

b 新規産業誘導地

近年、企業誘致によって新規産業の誘導が進められ、地域経済活性化の効果が表れていることから、今後も周辺環境に配慮しつつ新規産業の誘導を進めていきます。

⑤ 農地

- a 農業生産性の向上に努めるとともに、農地の大部分を占める小規模農地の効率的な利用を図るため、都市型農業を促進します。
- b まとまった農地については、生産性の高い農業を維持するため、農業振興施策との連携をもって、農地の保全に努めます。
- c 農地は洪水防止機能や生態系の維持、良好な景観の形成等多面的な役割を担っていることから、都市的土地利用等の他の利用区分との調整を図りつつ保全に努めます。

⑥ 森林

- a 森林は自然環境の保全、災害防止、水源かん養、保健休養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止など、重要な公益的機能を有しています。そのため、松枯れ対策等の適正な保全管理を進めながら、その機能の発揮に配慮し、必要な森林の確保を図るとともに、森林区分に適した整備方針に基づいて、望ましい森林の姿への誘導に取り組みます。
- b 必要に応じて他の利用区分に転換するときは、森林機能の低下や近隣生態系への影響を最小限にとどめるよう、総合的かつ計画的に利用転換を図ります。

⑦ 原野等

- a 原野等の中で、水辺植生、野生の鳥獣の育成等の自然生態系や景観等の維持に寄与しているものは適正な保全に努めます。
- b その他の原野については、自然環境の保全に配慮し、適正な利用転換に努めます。

⑧ 水面・河川・水路

- a 水面・河川・水路は、洪水調節等の災害防止、水辺空間等の良好な生活環境の提供、高気温対策等の重要な役割を担っており、適切な管理と整備に必要な用地の確保を図ります。
- b 河川は、水質の保全及び自然景観等の保全に配慮しつつ、必要な用地の確保を図り、改修及び整備に努めるとともに、特に市街地を流れる河川については、水と親しめる環境づくりに努め、市民の憩いの場としての機能の向上を図ります。

⑨ 道路

- a 国道、県道及び2車線以上かつ歩行者等の安全を確保できる対策が行われている市道を、都市の骨格を形成する幹線道路に位置づけます。
- b 道路は市民生活の向上、産業の発展及び市勢の進展に欠かすことができないものであり、市土の効率的かつ広域的利用の促進に寄与するように、利便性、安全性、快適性、道路交通公害の防止を十分に考慮し、災害時における輸送の多重性・代替性の確保及び交通ネットワークの整備促進に向けて必要な用地の確保を図ります。

⑩ 大学

- a 笠原小中学校開校に伴い閉校する笠原中学校跡地を活用し大学を誘致します。また、大学誘致に伴い、にぎわいの創出及び地域経済の活性化に寄与する土地の利活用を検討します。

⑪ その他の用地

- a 公園等のレクリエーション施設用地は、市民生活にゆとりを創出するため、災害の防止や自然環境の保全に留意し、適正な用地の確保を図ります。
- b 大規模太陽光発電施設の整備は、周辺環境との調和に配慮するとともに、自然環境の保全が図られるよう、事業者への働きかけを行っていきます。
- c 循環型社会システム形成のため、一般廃棄物最終処分場は、適正な施設管理を徹底するとともに、施設周辺の自然環境への影響を最小限に抑えるよう努めます。また、拡張等が必要な場合においても、森林の著しい減少を伴わないよう、必要な用地の確保を図ります。一方、産業廃棄物最終処分場は、市外からの産業廃棄物の処理を目的とした新たな処分場の設置

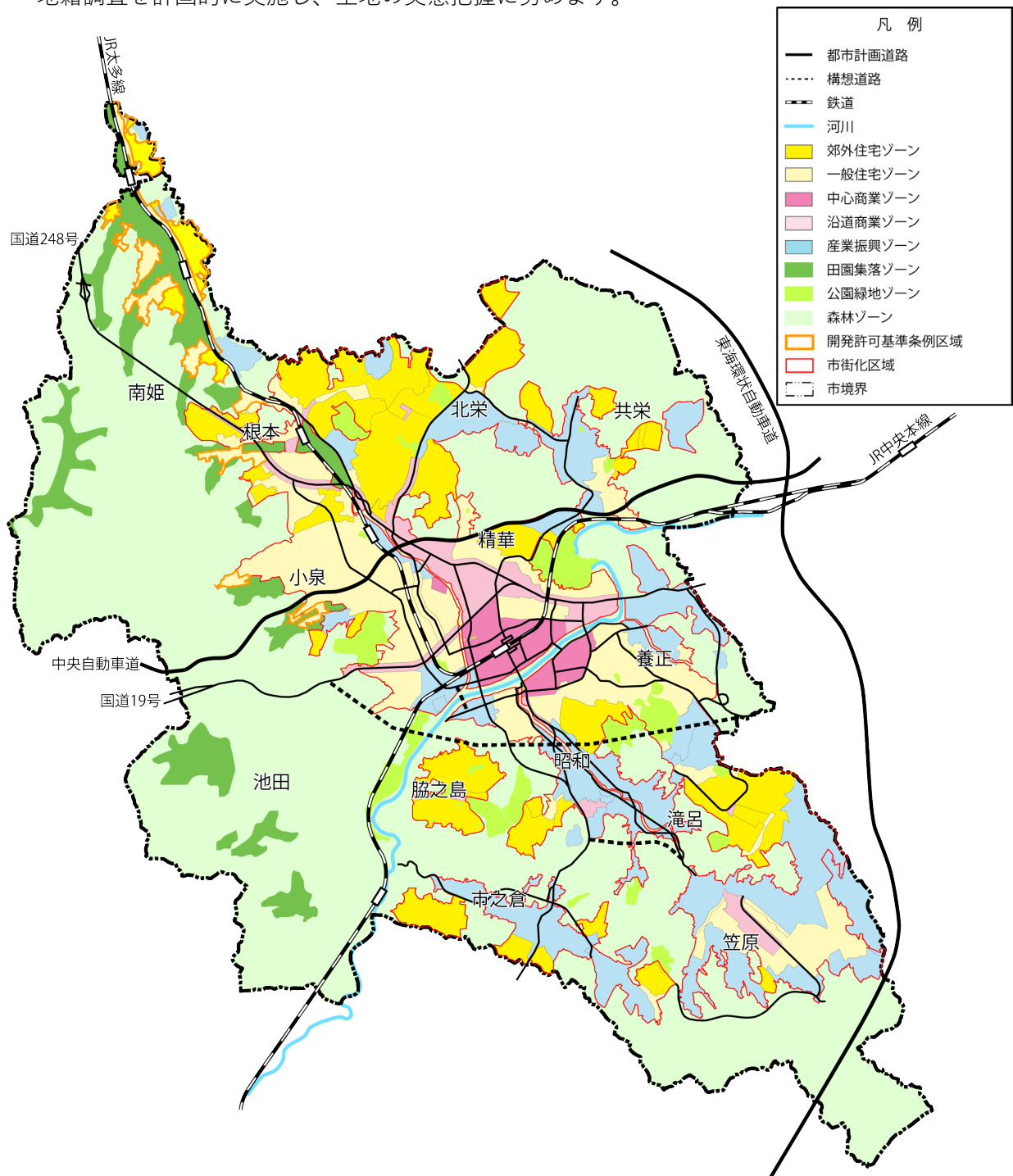
は原則的に認めないものとし、埋め立てを終えた部分から早期に森林回復が図られるよう、事業者への働きかけをします。

d 採石、採土場は、周辺の緑化や適切な事後緑化等を促すなど、失われた緑地の回復を図ります。また、幹線道路整備等の条件が整っている地区については、周辺への影響を配慮しながら、土地の有効利用を図ります。

e その他の低未利用地については、有効な利用がなされるよう、他の利用区分への転換を積極的に図ります。

⑫ その他の土地利用の方針

地籍調査を計画的に実施し、土地の実態把握に努めます。



土地利用方針図

土地利用に関する近年の取組

- 工業系土地利用を進めるため、長瀬地区、高田地区を市街化区域に編入（令和2年都市計画変更）



長瀬地区（長瀬テクノパーク）



高田地区（高田テクノパーク）

- 多治見市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例から、災害リスクの高い区域※を除外（令和4年施行）

※土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域などは、条例の区域には含みません。

市街化調整区域の一部区域では、条例により開発許可を緩和しています

南姫、根本、小泉地域の市街化調整区域の一部では、条例により開発可能な建築物の用途制限を緩和しています。

<条例区域で建築できるもの>

種別	○用途制限の緩和内容
	●建築できるもの(例)
第1種地区 (住宅団地)	○第1種低層住居専用地域並みの制限緩和 ●住宅、共同住宅、老人ホーム、診療所 など
第2種地区 (集落地)	○第2種低層住居専用地域並みの制限緩和 ●第1種地区で建築できるものおよび日用品販売の店舗・飲食店(150㎡以内) など
第3種地区 (沿道集落地)	○第2種中高層住居専用地域並みの制限緩和 ●第2種地区で建築できるものおよび店舗・飲食店・事務所(1,500㎡以内)、病院 など

条例区域で建築できるもの：3つの地区に分類し、用途制限を緩和しています。

(2) にぎわいと利便性を高める拠点の形成方針

- ① 医療・福祉・商業等の都市機能を中心拠点や地域拠点に誘導し集約することで、これらの各種サービスの効率的な提供を図ります。
- ② 中心拠点では、駅南北で実施した市街地開発事業を核として、土地の高度利用や機能集積を図り、「まちの顔」となる拠点づくりを推進します。
- ③ 地域拠点では、ずっと暮らし続けられる地域を支える拠点づくりを進めます。

ア 拠点の形成方針

① 中心拠点と地域拠点への都市機能の誘導

- a 市街地の人口密度を維持し、投資効果を高めるため、中心市街地にあたる「中心拠点」及び、生活利便性が比較的高い郊外地域の「地域拠点」へ都市機能を誘導します。
- b 現在も都市機能が集積する「中心拠点」においては、郊外地域の拠点より多様で高次の都市機能が集積する地域を目指します。「地域拠点」においては、住み慣れた地域（日常生活圏）でずっと暮らし続けられるよう都市機能を維持・誘導します。

② 中心拠点の形成方針

- a 多治見駅周辺地区を有効活用するため、たじみ DMO と連携してエリアマネジメントを行います。
- b 都市防災及び住環境の向上、定住・交流人口の増加を図るため、都市基盤施設の整備改善や市街地開発事業の展開を検討します。
- c 新庁舎を駅北庁舎隣接地に建設します。また、本庁舎の跡地等活用を検討します。
- d にぎわいの創出及び、都市機能の誘導等のため、多治見駅周辺の土地の高度利用や機能集積を促進します。

③ 地域拠点の形成方針

- a 根本駅周辺、旭ヶ丘、脇之島、滝呂台、笠原の各地区において地域拠点を形成し、既存の生活サービス施設の立地の維持を基本としつつ、徒歩圏で医療、福祉、商業等の日常生活に必要な施設を誘導します。
- b 根本駅周辺においては、都市機能及び居住の誘導を図るため、周辺環境に十分に配慮し、農林漁業との調整を図った上で、市街地開発事業等により計画的な土地利用を検討します。

にぎわいと利便性を高める近年の取組

- 多治見駅南地区で市街地再開発事業が完了し、商業業務棟、住居棟、宿泊棟、駐車場棟が建設（令和6年完了）



市街地再開発事業前の多治見駅南

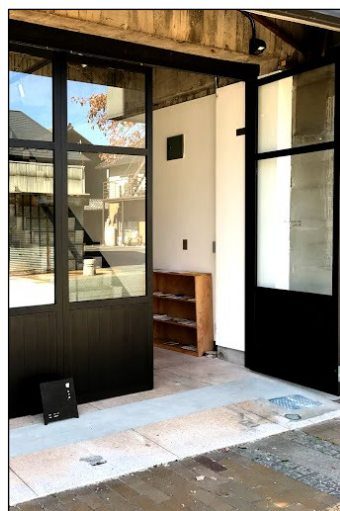


市街地再開発事業後の多治見駅南
 手前：商業業務棟（プラティ多治見）
 上：住宅棟（ミッドライズタワー多治見）
 右：宿泊棟（くれたけインプレミアム）

- まちづくり、地域経済を元気にする創業・出店者を支援する事業である、「たじみビジネスプランコンテスト」の受賞者などによる市街地への出店進出（平成30年～）



第8回たじみ
 ビジネスプランコンテスト



第1回まちなかグランプリ
 (新町ビル)



第2回まちなかグランプリ
 (IRISE antique)

(3) 住環境の形成方針

- ① 人口減少が見込まれる中であっても、人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保できるよう居住の誘導を図ります。
- ② 人口減少を緩和するため、移住定住施策を推進します。
- ③ 安全安心な住環境の整備及び、空き家・空き地や市営住宅などの住宅ストックの維持管理と有効活用を進めます。

ア 拠点を中心とした公共交通の利便性が高い地域への居住の誘導

- a 中心拠点や地域拠点を中心とする、比較的公共交通の利便性が高い地域において、人口集積を目指し、居住を誘導します。
- b 各拠点周辺においては、拠点に立地する都市機能へ徒歩や自転車で容易にアクセスできる範囲に居住を集約することで、高齢になっても地域で生活し続けられる地域づくりを目指します。

イ 移住定住の促進、人口減少の緩和に向けた方針

- a 「住みたい、住み続けたい」と感じてもらえるよう、様々な媒体を活用し、多治見市の魅力を市内外に効果的に情報発信します。
- b 市外からの移住を促すため、補助制度を活用し、住宅の取得支援を進めます。
- c 利便性の高い地域の住宅用土地の供給を高めるため、補助制度を活用し、住宅用土地のための造成、建物解体及び遊休地の利用転換などを促します。
- d 大学誘致に伴い、若い世代の定住・定着の増加を目指します。

ウ 空き家等の発生予防、適切な管理、活用・流通、除却の推進に向けた方針

① 空き家等の発生予防の推進

セミナー（講演会）の開催など、空き家化を未然に防ぐ取組を進めます。

② 空き家等の適切な管理の推進

- a 空き家ガイドブックを作成し、財産管理の必要性などを効果的な方法により周知します。
- b 専門家との個別無料相談会を開催するなど、所有者の困りごとを解決に導くための取組を進めます。
- c 現場確認や文書による通知など、管理が不適切な空き家等の所有者等に対して適切な対応を行います。

③ 空き家等の活用・流通の促進

「空き家・空き地バンク」の運営や補助制度など、空き家等の活用・流通を促すための取組を行います。

④ 危険及び老朽化した空き家等の除却の推進

- a 危険な空き家等や老朽化した空き家等に対して、補助制度を活用するなど、空き家等の除却を促します。
- b 管理が不適切で周囲に多大な悪影響を及ぼすおそれがある空き家等は、管理不全空家等及び特定空家等として、指導・勧告等の法的措置を適切に講じます。

エ 住環境整備に向けた方針**① 地区計画、緑地協定**

- a 指定用途地域が許容する建物用途や形態に対して、「地区計画」によって地区独自の制限を付加することにより、地区内の良好な住環境を保全・形成していきます。
- b 都市計画法に基づく提案制度を活用した地区計画の提案など、住民主体のまちづくり活動等を支援し、地域の実情を踏まえたまちづくりを支援します。
- c 都市緑地法に基づく緑地協定制度の活用などにより、緑豊かな住宅地の環境を保全します。

② 防火・準防火地域、狭あい道路整備

中心市街地に密集する住宅地などでは、地震災害や火災などに配慮した都市環境の整備・改善を図ります。

③ 中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整

中高層建築物等の建築に関して、良好な住環境の確保及び近隣関係の保持を図ります。

④ 省エネルギーに配慮した建築の誘導

長期優良住宅や低炭素住宅など、新エネルギーの利用や省エネルギーに配慮した建築の誘導を図ります。

⑤ マンション管理の適正化の推進

安全で良質なマンションストック形成のため、マンション管理適正化法に基づき、マンション管理の適正化の推進に取り組みます。

オ 居住の安定の確保に向けた方針**① 住宅確保要配慮者が安心して生活を送るための住まいの確保**

- a 住宅の確保が難しい方に対して、住宅セーフティネット制度の普及促進など、必要な支援が届くための取組を進めます。
- b 居住の安定及び社会福祉の推進を図るため、市営住宅の長寿命化を計画的に進め適切な維持管理、計画的な修繕及び集約化を実施します。
- c 高齢者向け住宅や介護サービスに関する施設など、高齢者が安心して暮らすことができる住まいの確保や、高齢者の生活支援サービスが利用しやすい住環境の確保を目指します。

住環境の形成に関する近年の取組

- 老朽・危険空き家の除却のための補助事業及び代執行の実施（令和3年～）
- 空き家の相談窓口の設置、セミナーの開催（令和4年～）
- 専門家による無料相談会の実施（令和5年～）

空き家に関する補助金 🇯🇵 建築住宅課 ☎22-1321

老朽及び危険空き家除却工事補助金
多治見市内の空き家を所有している方などが、空き家の解体を行う場合に費用の一部を補助します。

補助要件
※補助金を申請し、交付決定を受ける前に解体工事を開始した場合は、補助対象となりません

項目	老朽空き家	危険空き家
対象空き家	昭和56年5月31日以前に建築された空き家	市職員による現地調査で、危険空き家と判断された空き家
補助率	解体費用(税抜き)の3分の1	
補助上限額	20万円	40万円

多治見市空き家再生補助金
新婚世帯や市外に居住する子育て世帯で、多治見市内の空き家を購入する方に、リフォームまたは建て直しに伴い解体するための費用を補助します。

空き家オンライン個別無料相談会
日時 7月25日(金) 13:00~16:20
場所 本庁舎または自宅
対象 市内に空き家を所有している方やその親族
相談員 NPO法人岐阜空き家・相続共生ネットワーク 空き家総合相談員
定員 3組(1組60分)
申込方法 7月4日(金)までに電話または窓口、ホームページから

共通注意事項
(1) 交付要件の詳細については、市ホームページの確認、電話でお問い合わせください。
(2) 令和7年度予算額の範囲内で、先着順に受け付けます

空き家に関する補助金の案内

令和7年度多治見市空き家対策事業
のこされる家族のために…
元気なうちに行えることを考えませんか？ 参加費
無料

**令和7年度 第1回
空き家セミナー
無料相談会**

令和7年 8月30日(土)

①【セミナー】13:00~14:00 (開催 12:30)
②【無料相談会】14:30~16:45 (1組 30分)
※ 要申込、どちらか一方のみ参加可。

多治見市産業文化センター3階中会議室 他

空き家セミナー(講演会)
講演 特定非営利活動法人岐阜空き家・相続共生ネットワーク 理事長 名和 幸典氏
セミナー 我が家の経過～今から備える「空き家と相続の整理術」～
パネル 我が家を空き家しないために、元気なうちに行えることとして、「経過」や「片付け」を題材に、エンディングノートの書き方や生前整理の進め方などの事例を交えた講演。

空き家無料相談会
相談員 弁護士、司法書士、宅地建物取引士
内容 専門家と個別で、空き家に関するお悩みについてご相談いただけます。(1組 30分)
弁護士 法律相談、近隣トラブルなど
司法書士 相続登記、相続に関すること、成年後見制度など
宅地建物取引士 売買や賃貸、解体後も有効な活用方法など

問い合わせ先
多治見市役所 建築住宅課
電話 ☎22-1321(直通)
メール: kenchiku@city.tajimi.lg.jp

空き家セミナー・無料相談会

- SNSを活用した情報発信など、シティプロモーション事業の実施
- 移住定住なんでも相談窓口の設置、移住定住支援のための補助事業の実施



シティプロモーション動画



Instagram
(ちょうどいいまちたじみ)

🏠 | 移住・定住支援

- 県外からの移住支援
- 誘致企業勤務者の移住支援
- 東京圏からの移住支援
- 移住&林業従事者の支援
- 若い世代の結婚支援
- 賃貸から戸建等への市内転居支援

など

(4) 産業環境の形成方針

- ① 陶磁器やタイルの生産地として発展してきた地区を地場産業振興地として位置づけ、産業拠点としてだけでなく、美濃焼文化の香りが漂うまち並みの形成を進めます。
- ② テクノパークなどの新規産業の振興を目的とする事業用地の検討を継続し、周辺環境への影響や交通などの利便性に考慮して、必要な土地を確保します。

ア 地場産業振興地

共栄、滝呂、市之倉、笠原地区など陶磁器やタイルの生産地として発展してきた地区を「地場産業振興地」と位置づけ、地場産業の保全と振興を図っていきます。

- a 陶磁器産業の保護を目的とした特別用途地区を継続します。
- b 郷土色豊かな歴史・文化資源を活用した、美濃焼文化の香りが漂うまち並みの形成を進めます。
- c 空き物件の工房としての有効活用や、雇用促進、創作活動支援など、地場産業の担い手育成や定住促進に向けた施策を進めます。

イ 新規産業誘導地

- a 森下テクノパークを整備し、誘致した企業の立地を進めます。
- b 第1期高田テクノパークへの企業誘致を進めます。
- c 新規産業の振興を目的とする事業用地の供給など、まちづくりに不可欠な開発に対しては、自然環境に配慮しながら、計画的に土地利用を見直し、新規産業企業の立地誘導を支援します。

ウ 大学

- a 笠原中学校跡地での大学誘致に伴い、雇用の創出、若者の定着及び地域に必要な人財の育成など、地域経済の活性化を進めます。

産業環境の形成に関する近年の取組

- 高田テクノパーク第2期部分の操業開始（令和5年～）
市内7カ所目のテクノパークとして、森下テクノパークの造成工事開始（令和6年～）



高田テクノパーク



森下テクノパーク（イメージ図）

- 陶磁器意匠研究所修了生の市内への雇用・定住促進奨励金（平成30年～）
空き物件の有効活用のため、創作活動を希望する方に情報提供する
陶芸工房バンクの展開（平成30年～）

多治見市陶磁器意匠研究所修了生雇用・定住促進奨励金交付事業

対象者：陶磁器意匠研究所を修了した方

奨励金：30万円

条件：①多治見市在住であること

②意匠研究所を修了後に市内陶磁器関連事業所に正社員として就職すること

多治見市陶芸工房バンク

対象者：多治見市内で、やきものに関する貸工房や貸窯を探している方

奨励金：なし（市内の貸し工房・貸し窯を無料で紹介）

条件：陶磁器意匠研究所に来所し「陶芸工房バンク・情報利用者登録」をした方

The screenshot shows the website for 'ishoken' with a navigation menu including '貸し工房情報', '貸し窯情報', and 'ご利用方法'. The main heading is '貸し工房情報 Rental studio'. Below the heading, there is a paragraph explaining that the information is for studios in Takahashi City and that registration is required. A note states that clicking on a studio name will show more details. At the bottom, there are four photos of studios with their respective addresses:

- No. 01 可電気炉研究所 坂上町
- No. 02 studio MAVO1 山吹町
- No. 03 studio MAVO2 生田町
- No. 04 カネハンSTUDIO 瀬呂町

多治見市陶芸工房バンク（HP）

(5) 交通環境の整備方針

- ① 交通渋滞を緩和し、円滑な移動を確保するための道路及び公共交通の整備を図ります。
- ② 道路の整備にあたっては、公共交通との連携のほか、中心市街地の活性化、地域拠点と中心拠点のネットワーク強化など複合的機能に配慮して都市計画道路網構想を見直し、路線の再編を含めて効果的、効率的に進めます。
- ③ 公共交通機関ごとに役割分担を明確にし、地域に見合った交通を確保するため、地域公共交通計画を推進し、施策を展開していきます。

ア 道路

① 効果的、効率的な道路づくり

将来を見据えた都市全体の道路網のあり方及び段階的な道路整備の方針を示す、都市計画道路網構想を見直します。

② 中心市街地の活性化を支援する道路づくり

- a 中心市街地への通過交通を削減するため、内環状道路網の整備に向けて取り組みます。
- b 中心市街地の土地利用を活性化するため、多治見駅へアクセスしやすい道路の整備に向けて取り組みます。

③ ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けた道路づくり

ネットワーク型コンパクトシティを実現するため、地域拠点と中心拠点をネットワークで結び、骨格となる道路網を形成することで、公共交通の運行しやすい環境を整えます。

④ 都市内交通の円滑な移動を支援する道路づくり

市街地内で散在する渋滞の緩和や円滑な物流を支援するため、地域の道路整備を図ります。

⑤ 他都市との連携を強化する道路づくり

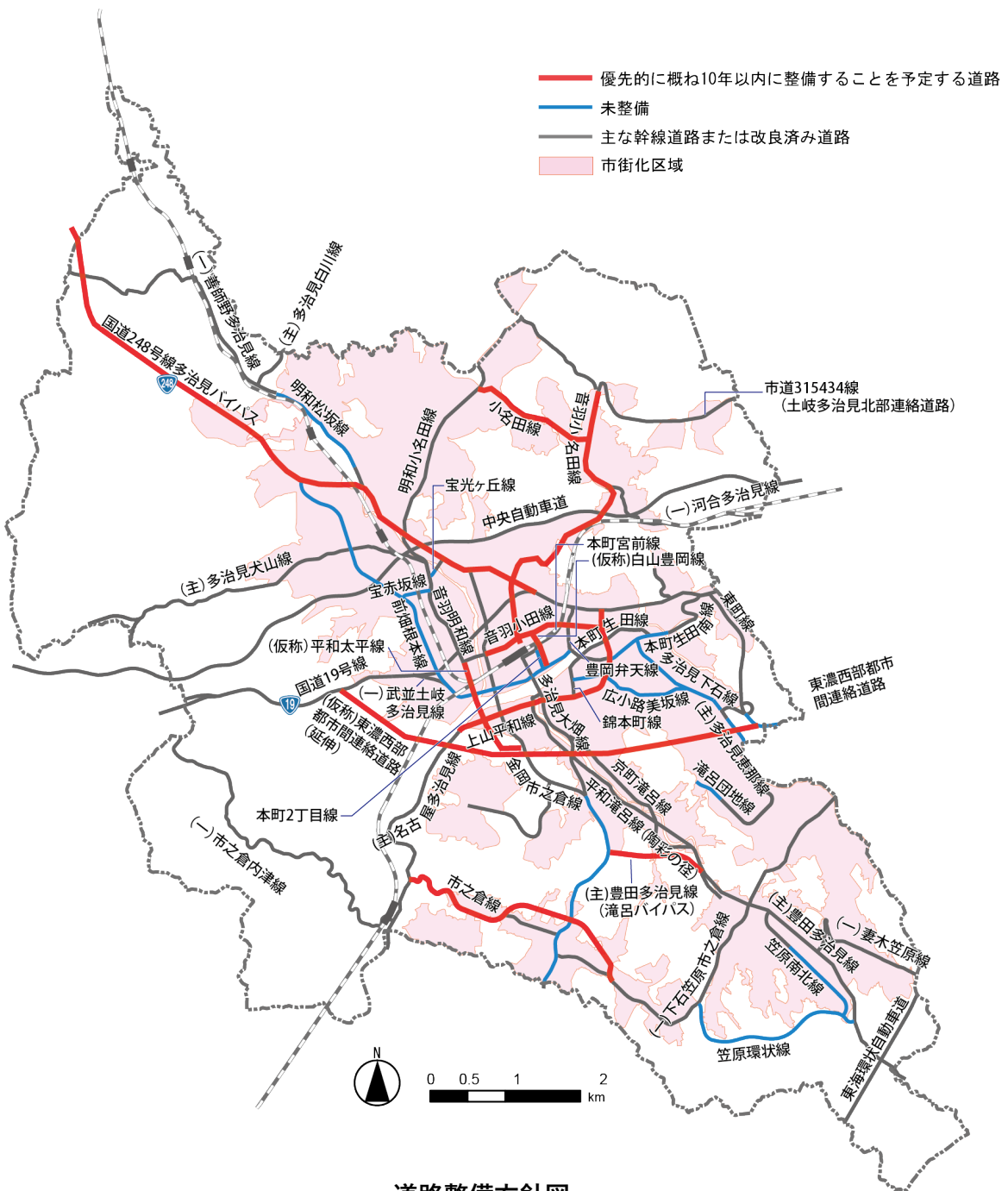
他都市との連携を強化するため、広域的な視点から必要となる幹線道路の整備に向けた取組を進めます。

⑥ 道路の維持管理及び歩行者や自動車などの安全対策の推進

- a 道路や橋などの効率的な管理計画に基づいた維持・修繕を実施します。
- b 道路の美化活動や道路状況の見守りなどを行う市民ボランティアの活動を支援します。
- c ゾーン 30 等の交通安全対策や電線類の地中化等の道路空間の整序などにより、誰もが安全で快適に移動できる交通環境の形成に努めます。
- d 街頭防犯カメラ、街路灯の設置など、犯罪が発生しにくい環境づくりに努めるとともに、地域住民による自主防犯活動や監視体制の強化により、防犯への意識の向上を図ります。

【優先的に概ね10年以内に整備することを予定する道路】

路線名	
(都) 音羽小田線 一部	(都) 国道248号線多治見バイパス 一部
(都) 上山平和線 一部	(都) 音羽小名田線 一部
(都) 市之倉線 一部	(都) 小名田線 一部
(仮称) 東濃西部都市間連絡道路(延伸) 一部	(仮称) 平和太平洋線 一部
(仮称) 白山豊岡線 一部	(主) 豊田多治見線(滝呂バイパス) 一部



道路整備方針図

イ 公共交通

① 都市間や地域拠点と中心拠点をつなぐ基幹交通づくり（利便性向上）

- a 他都市からの広域的な移動手段として鉄道の運行を維持するとともに、地域拠点と中心拠点をつなぐ移動手段として路線バスの利便性を確保・維持します。
- b 通勤・通学手段として利用される路線バスの利便性を確保・維持します。
- c 大学誘致に伴い、学生や教職員の通勤・通学手段を確保するとともに、大学周辺の路線バスの利便性向上を目指します。

② 郊外地域と各拠点をつなぐ生活交通づくり（利便性向上）

- a 日常生活において、地域拠点や路線バスが運行しない地域からでも身近な施設へ気軽におでかけができるよう、コミュニティバスの利便性の確保・維持を図ります。
- b 基幹交通（鉄道や路線バス）を確保・維持しながら、便利に各拠点間を移動できるよう、コミュニティバス及びデマンド交通をはじめとする地域内交通の充実を図ります。

③ 中心拠点内を快適に移動できる公共交通づくり（利便性向上）

- a 中心拠点内に立地する公共施設、商業施設等へ快適に移動できるよう、移動手段を確保・維持します。
- b 基幹交通からコミュニティバスへの乗継ぎ・乗換えを便利に、快適に行えるサービスを提供します。

④ 分かりやすく、使いやすい交通環境づくり（利用促進）

- a 公共交通に関わる関係者が互いに協力し、公共交通の利用促進・普及啓発活動に取り組むことで、公共交通に関する市民意識の醸成を図ります。
- b 鉄道駅や主要施設等において、公共交通に関する案内や情報を積極的に発信し、分かりやすく利用しやすい交通環境を構築します。
- c バス停の改善や交通結節点の機能強化による乗継ぎ・待合環境の充実を図ります。

⑤ 持続可能な公共交通サービスの提供（官民・他分野との連携・共創、新技術の導入活用）

- a 官民共創による新たなモビリティサービス・システムの導入など、市民や来訪者の利便性、公共交通の持続性を踏まえた公共交通サービスの提供を目指します。
- b 事業者が互いに協力・連携できる機会を創出し、持続性のある公共交通ネットワークの形成を目指します。
- c まちづくり・観光・福祉分野などの他分野との共創により、公共交通を活用したおでかけ機会の創出を図ることで、公共交通の利用の増加を目指します。
- d ICT や AI をはじめとする新技術の活用により、公共交通の利便性・持続性向上を図ります。

ウ 自由通路

JR 中央本線により南北に分断された多治見駅周辺の連絡強化を図るため、多治見駅南北連絡線（自由通路）を適切に維持します。

エ 駐車場整備

路上駐車防止や、居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出も含め、安全性・利便性・快適性が確保できる体系を備えた都市の実現に向け、効果的な駐車施策の展開を進めます。

オ バリアフリー化の推進

- a バリアフリー化の取組を進め、高齢者・障がい者等の移動の円滑化や安全性を確保し、誰もが暮らしやすく、訪れやすいまちづくりの実現を目指します。
- b バリアフリー化の整備にあたっては、バリアフリー化された経路や施設における連続性や一体性を確保し、誰もが集いやすくにぎわいある地区を重点的に取り組んでいきます。

交通環境の整備に関する近年の取組

●道路：（都）市之倉線の一部区間の開通（令和3年）

市道315434線（土岐多治見北部連絡道路）が開通（令和4年）
大藪町（令和5年）、若松町（令和6年）でラウンドアバウトを整備
多治見駅南駅前広場、ペDESTリアンデッキを整備（令和6年）



市道315434線（土岐多治見北部連絡道路）



ラウンドアバウト（若松町）



多治見駅南駅前広場



ペDESTリアンデッキ

●公共交通：たじみよぶくるバスなどのデマンド型バスのエリアの拡大 高齢者公共交通機関利用促進助成事業(バスチケット65)を導入 (令和6年～)

よぶ とおうちに くる。だれでも乗れる、みんなの乗り物

デマンド型会員制乗合バス

たじみよぶくるバス

「市之倉トライアングルバス」と「小泉根本よぶくるバス」が統合して「たじみよぶくるバス」になりました

2025年6月2日(月)よりエリア拡大!

市之倉 小泉 根本 池田

たじみよぶくるバス

市内のバスで使える 65歳以上の市民の方に

バスチケット65

を支給します。

65歳以上（令和6年4月1日現在）に市内のバス利用のために、市内のバスで利用できるバスチケット65を配布します。

配布期間：令和6年4月1日から3月31日まで

配布対象：市内のバス利用のために、市内のバスで利用できるバスチケット65を配布します。

配布場所：市内のバス利用のために、市内のバスで利用できるバスチケット65を配布します。

バスチケット65

(6) 美しい風景づくり、公園・緑地整備、自然環境保全の方針

- ① 多治見の風景の特徴を踏まえ、誇りと愛着の持てる美しい風景づくりを進めます。
- ② 自然を体感できる暮らしを求め、市街地を取り囲む斜面地や丘陵地での緑の確保や、地域活動と連携した里山、農地の保全を進めます。
- ③ 生活環境を豊かにし、魅力あるまちづくりに向けて、身近な水と緑の確保に努めます。
- ④ 社会情勢の変化や市民ニーズに対応した公園等の更新、維持管理を進めます。
- ⑤ 身近なところで環境学習の場をつくり、環境教育・啓発等を継続的に展開します。

ア 盆地と土岐川からなりたつ風景の骨格を守るための方針

① 市街地を取り囲む緑及び河川の保全方針

- a 都市の骨格である市街地周辺の丘陵地と中央部を流れる土岐川の斜面地を環境保全に寄与する緑地として位置づけ、保全します。
- b 風景に大きな影響を及ぼし、かつ丘陵地など一定程度以上の標高に建築物等を建築するものについては、市街地から眺望した際に緑が確保されるよう促します。
- c 丘陵地での開発行為による、適切な残地森林の確保とともに、造成法面などへの植栽など、市街地からの眺望や景観に配慮し緑を確保します。
- d 風致地区の指定を継続する一方、指定の拡大を検討するなど、市街地に隣接する樹林地の保全を維持します。また、都市計画緑地や保安林の整備を継続し、自然と触れ合える場を維持します。
- e 土岐川・大原川・笠原川など市街地の骨格を形成する河川において、水辺が有する自然を保全し、生物の生育環境を改善するなど、自然環境に配慮した河川管理を行うことで水辺環境を保全します。
- f ビオトープによる水辺を楽しめる風景づくりや、かわまちづくり事業による土岐川の親水空間の整備を進めます。また、中心市街地の河川敷地について、建築物の正面を土岐川に向けるリバーフロント景観を演出するなど、多くの人が川と親しめる空間の整備に努めます。

② 豊かな里山及び農地の保全方針

- a 豊かな里山空間の創出のため、保全と管理活動に取り組んでいきます。
- b 希少動植物の保護や里山づくりに積極的な森づくり団体への協力や原材料支給など、市民の地域活動と連携した保全活動を展開します。
- c 土岐川グリーンベルト活動など、国・県とともに、土砂災害に強く、自然環境や景観が豊かな樹林地の保全・創出をします。
- d 土石・粘土採取場などで失われた緑の回復のため、森林法や鉱業法に基づく事業後の緑地回復を適切に促していきます。
- e 特定外来生物についての継続的な防除により、在来種の保護活動を継続します。

- f まとまった農地については、生産性の高い農業を維持するため、農業振興施策との連携をもって、農地の保全に努めます。また、農業者と消費者との触れ合いを創出し、地産地消による都市型農業を推進します。

イ 生活環境を豊かにする身近な水と緑の確保に向けた方針

- a 中心市街地において、魅力あるまち並み形成に向け、身近な広場や既存の都市緑地などの緑の保全に努めます。
- b 対象地域を拡大した緑化助成を活用し、民有地の緑化促進を図ります。
- c 丘陵地の住宅団地などでの緑地協定や地区計画を活用した緑の普及に努め、民有地緑化への理解を高めます。
- d 道路条件や立地条件を把握し、その場にふさわしい樹種選定に留意し、街路樹の植栽や維持管理をしていきます。また、ポケットパークによる身近な緑を維持します。

ウ 良好な都市景観の形成方針

- a 風景に大きな影響を及ぼす建築物等の新築については、緑地等に一定の面積基準を設け、みどりを創出します。また、公共施設の新築の際には、緑地用の面積基準を高め、公共空間を積極的に緑化していきます。
- b 専門的な立場から、大規模な行為の届出等に関する評価（審査）や提案を継続します。
- c 良好な景観形成、風致の維持、公衆への危害防止のため、屋外広告物の形状や色彩を規制し、安全性の確保を図ります。
- d 風景づくり団体への支援など、市民の風景づくりへの参加を促します。

エ 公園等の計画的な整備及び維持管理方針

- a 人口減少等による社会情勢の変化により、設置目的を十分果たせなくなる都市公園や児童遊園などが生じるおそれに対して、集約化、用途転換、廃止を含めた公園再編について検討します。
- b 遊具、フェンス、照明灯などの公園施設を計画的に更新することで、公園施設のライフサイクルコストの低減に努めるとともに、大型遊具の新設など、子育て世代にとって魅力的な公園環境の整備を進めます。
- c 今後の墓地需要などを踏まえ多治見墓地公園の土地利用のあり方を検討します。
- d 公園愛護会など市民参加による公園・児童遊園等の維持管理を支援します。
- e 中心市街地における公園、公共公益施設の整備にあたっては高気温対策に努めます。

オ 環境教育・啓発等の方針

- a 土岐川観察館による環境学習活動などにより、水辺の生き物などと親しめる機会を増やしていきます。

- b 学校育苗や、森林保護活動の支援、学校に近接する場でのビオトープ整備など、子どもたちの身近なところで環境学習の場をつくり、環境教育を継続的に展開します。
- c 多治見市の風土・植生に配慮しつつ、事業内容に即した緑化指導をしていきます。また、保存樹、保護地区の育成管理への支援を行い郷土色豊かな自然環境を保全していきます。
- d 市民が風景づくりやみどりの重要性に関心を持つ場として、たじみ景観塾及び風景絵画コンクールなどを継続します。

美しい風景づくり、公園・緑地整備、自然環境保全に関する近年の取組

- 虎溪用水広場でのキッチンカー、イルミネーションなど、憩いの空間を創出
南坂上公園に大型遊具を整備（令和6年）
TYKスポーツパーク多治見（多治見運動公園）の再整備（令和7年）



TYKスポーツパーク多治見 全景



南坂上公園の大型遊具

- 屋外広告物の管理点検を強化するため、屋外広告物条例を改正（令和7年）

景観への配慮が必要です

多治見市の市街地では、都市としての発展が進んだことにより、屋外広告物が無秩序にはらんし、まちの美しさが損なわれています。

そのため、屋外広告物が風景を損なわないように、また、背後にある斜面緑地と調和するよう、中心市街地とそれを取り巻く斜面緑地一帯を「風景づくり重点区域」に指定しています。

建築物の低層部では個性とにぎやかさを創出し、高層部では落ち着いたまちなみを演出することで、背景となる緑や空との調和を図ります。

広告物はできるだけ集約化し、必要最小限の設置とします。

沿道や交差点付近の違法な広告物は取り除き、景観に影響を与える広告は整理し、集約化を推進します。

屋外広告物のルールパンフレット

(7) 防災・減災の方針

- ① 災害が起きてしまったときの備えのために、災害情報の発信や避難体制の強化など、災害による被害を低減するための取組を進めます。
- ② 水害・土砂災害・地震による災害リスクを抱える本市において、堤防の強化や砂防施設の整備など、その対象となる災害ができるだけ起きないように取組を進めます。
- ③ ソフト・ハード両面で災害対策を進めながら、被害の対象となる住居等が少なくなるよう、新たに建物を建築する際の土地利用規制や災害リスクの高い地区からの居住の誘導など、安全なまちづくりに向けた取組を進めます。

ア 被害を低減するためのソフト対策の実施

- a 自主防災組織の活動支援、地域等と連携した要配慮者の避難支援対策、児童生徒への防災教育など、地域防災力の向上を図ります。
- b 自然災害に関する情報の迅速かつ確実な伝達、防災倉庫の更新や備蓄資機材の整備を通じた避難所環境の充実など、災害リスクに関する情報発信、避難体制を充実・強化します。

イ 災害をできるだけ防ぐ・減らすための対策の実施

- a 河道掘削及び河川改修、調整池堆積土砂のしゅんせつ及び開発事業における雨水流出対策、雨水排水網の新設増強及び合流間土砂しゅんせつなど、河川氾濫等を防ぐための流出抑制対策、内水被害軽減対策を実施します。
- b 農業用ため池等の水位調整、河川美化と河川環境及び水環境の保全に対する意識啓発、土砂災害に強く自然環境や景観が豊かな樹林地（グリーンベルト）の保全・創出など、グリーンインフラを活用した取組を進めます。
- c 土石流による災害を防ぐための砂防施設の整備、急傾斜地の崩壊を防ぐための急傾斜地崩壊防止施設の整備など、土砂災害対策を実施します。
- d 民間建築物の耐震化支援、狭あい道路解消支援、大規模盛土造成地を調査し必要な安全対策を行うなど、地震時等における居住地の安全対策を進めます。

ウ 被害対象を減少させるための対策の実施

- a 災害危険性の高い区域の居住誘導区域からの除外、都市計画法による開発規制など、土地利用規制及び誘導による被害対象の減少を継続します。

防災・減災に関する近年の取組

- 河道掘削、河川改修による河川氾濫対策の実施
流出抑制施設・排水路整備実施など浸水対策の実施



土岐川の堤防整備



排水路整備（喜多町）

- 土砂災害対策、急傾斜地崩壊対策の実施



砂防えん堤の整備（月見町）



急傾斜地崩壊対策工事（小泉地区）

(8) その他の都市施設の配置・整備方針

- ① 市有施設を最適な状態で維持管理するとともに、耐震化、長寿命化を進めます。
- ② 施設の立地効果が期待できる適地に、必要な都市施設の配置を検討していきます。

ア 公共施設の整備方針

公共施設を取り巻く状況は、現状全ての公共施設を維持・更新することが不可能であり、人口減少や厳しい財政状況が見込まれる中、今後さらに厳しさを増すことが予想されます。

市の公共施設については、公共施設適正配置計画に基づき、公共施設における持続可能な行政サービスの提供のため、必要な機能は維持しつつ、公共施設の数や規模を将来の市の人口や財政規模に見合ったものにする必要があります。

施設そのものではなく、その中に入る機能に着目して優先度を明確にし、施設の老朽度や利用状況などの実態を踏まえて施設ごとに長寿命化、統合・複合化、転用、譲渡、廃止又は現状維持などの方向性を定め、計画的に実施します。

イ 下水道施設

① 下水道整備の基本的考え方

浸水による被害や河川の水質悪化などを未然に防止し、公衆衛生の向上を図り、安全で豊かに暮らせるまちづくりを推進します。

② 下水道整備の方針

- a 生活環境の向上を図るため、公共下水道を整備するとともに、その普及促進に努めます。
- b 下水道の機能を維持するため、施設の長寿命化を進めます。
- c 大規模な災害に備えるため、計画的に施設の耐震化を進めるとともに、雨水排除能力の向上に取り組みます。
- d 維持管理コストの削減を図るため、汚水処理施設の統廃合やし尿処理との共同化を進めます。
- e 循環型社会の形成に貢献するため、下水汚泥等の有効利用について検討します。

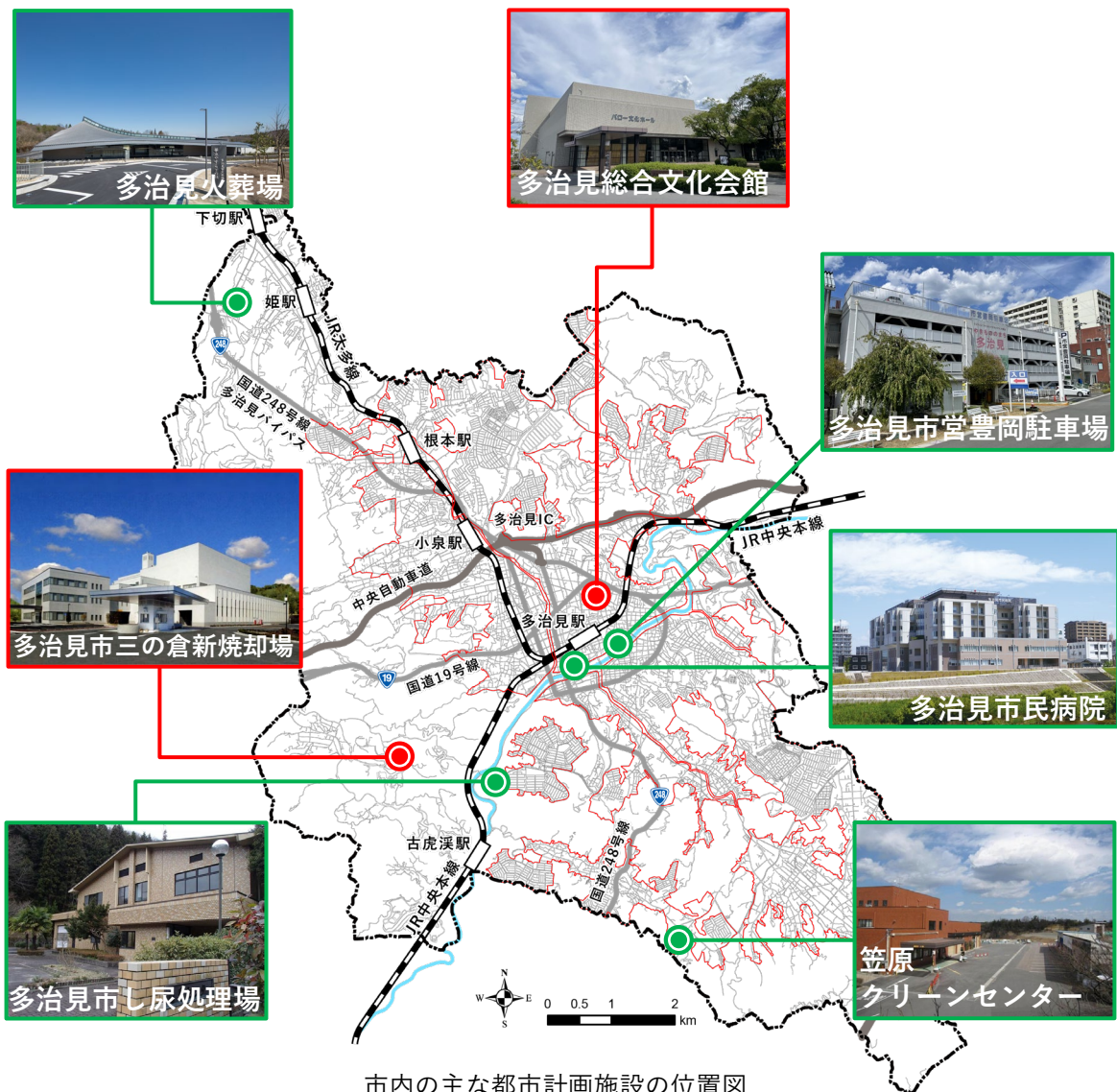
ウ 環境衛生施設

環境衛生施設は、周辺環境への影響が大きいものの、都市において必要不可欠な施設であることから、周辺環境に留意しつつ施設の適切な配置及び維持管理を行います。

- a 多治見市火葬場（華立やすらぎの杜）
 - ・周囲の環境に配慮し、施設の適切な維持管理に努めます。
- b 多治見市三の倉新焼却場（三の倉センター）
 - ・周囲の環境に配慮し、施設の適切な維持管理に努めます。
 - ・耐用年数の満了に備え、広域化を視野に入れたごみ焼却施設の整備を検討します。

その他の都市施設の配置・整備に関する近年の取組

- 公共下水道の汚水及び雨水の排水区域について、区域の見直しを実施（令和7年都市計画変更）
- 三の倉センター（多治見市三の倉新焼却場）の大規模修繕（令和6年）
- パロー文化ホール（多治見総合文化会館）の大規模改修（令和5年リニューアルオープン）



市内の主な都市計画施設の位置図
※名称は都市計画上の名称を表記

第5章 エリア別方針

1 まちづくりのエリア別展開

本章では、前述のまちづくりの理念及び部門別方針を踏まえつつ、より具体的な地域の視点からまちづくりの方針を整理していきます。

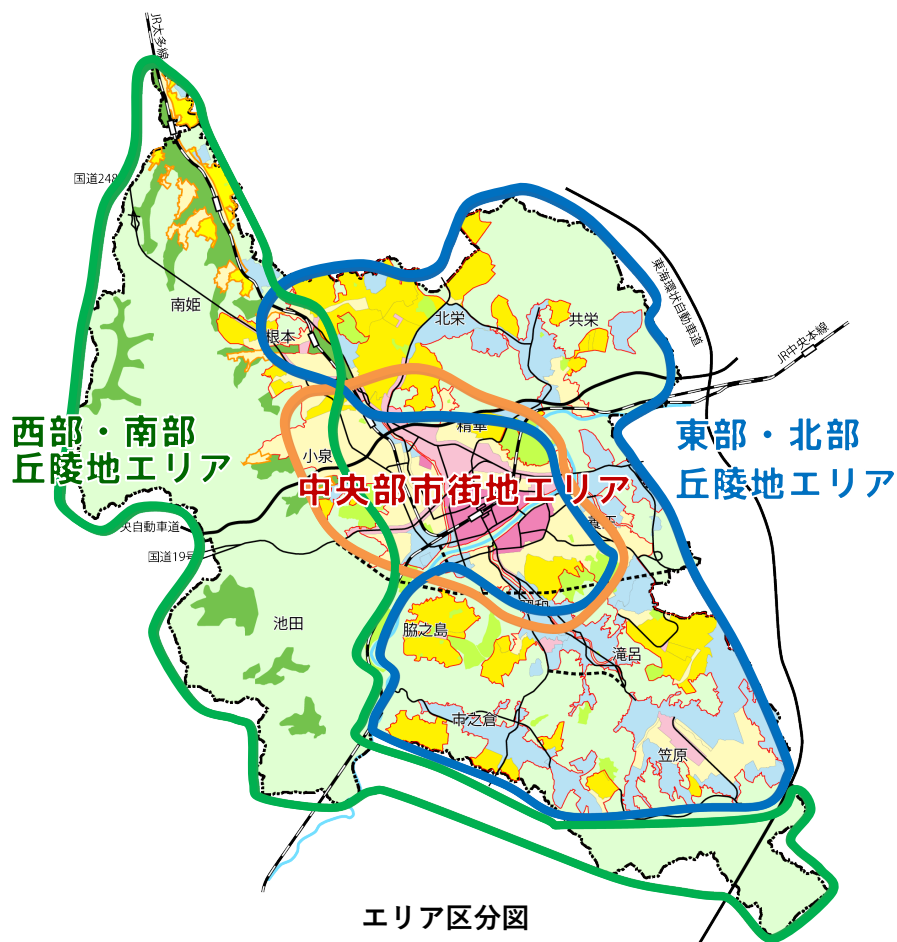
ア エリアの区分

盆地地形に密接に関係して形成されてきた市街地の特性や、まちづくりに関する共通の課題を抱える地区を一体的に捉え、市域を「中央部市街地エリア」、「東部・北部丘陵地エリア」、「西部・南部丘陵地エリア」の3つのエリアに区分し、それぞれのエリアが持つテーマ・イメージの実現に向けたまちづくりを進めます。

イ エリアでの展開方針

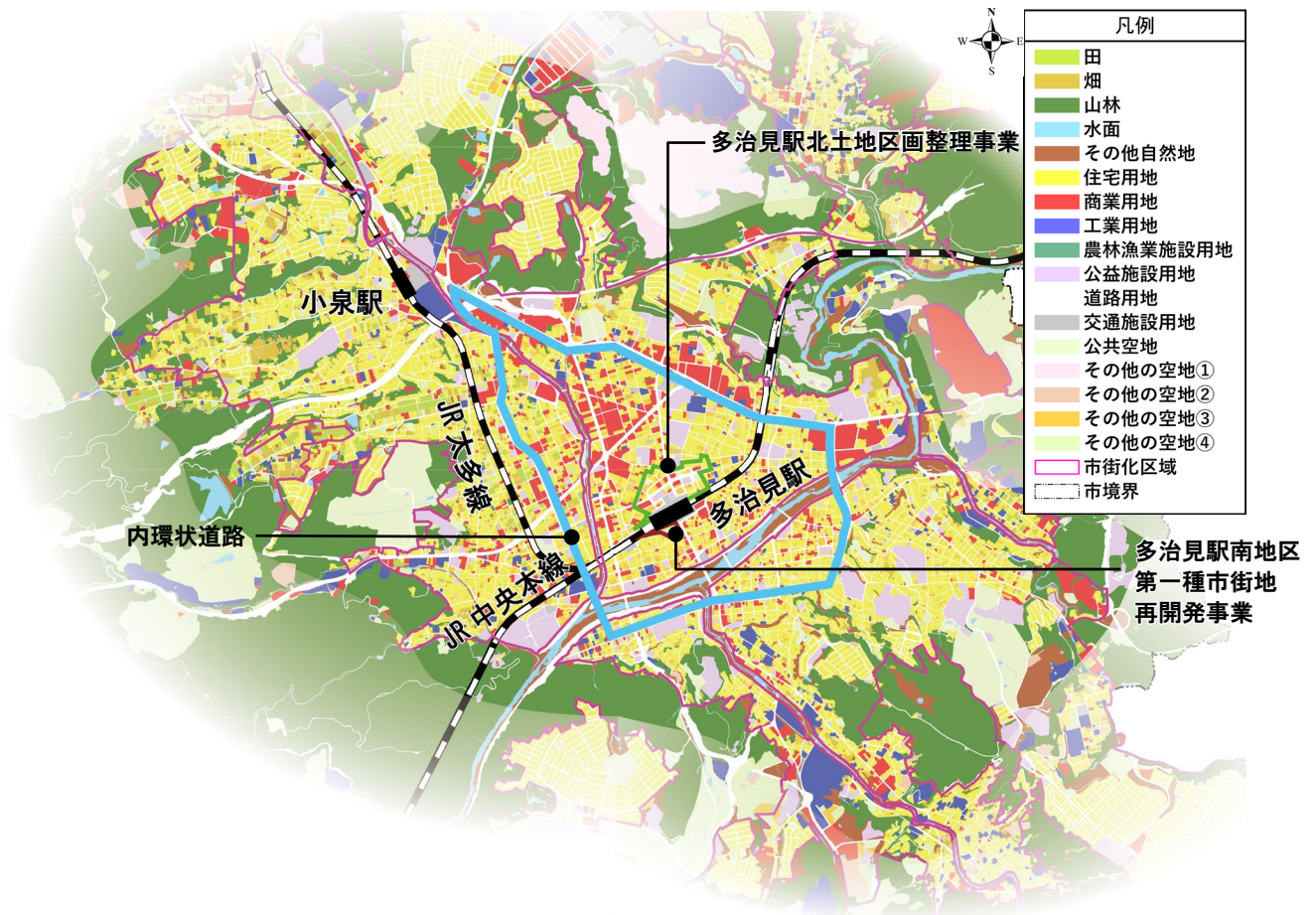
エリア別の展開方針は、まちづくりの歴史により培われてきたそれぞれの地域特性に応じて定めます。また、エリア別のまちづくりのテーマを次のとおりとします。

- ・中央部市街地エリア 『多くの人が集い楽しむまちづくり』
- ・東部・北部丘陵地エリア 『美濃焼文化と新たな産業が共存するまちづくり』
- ・西部・南部丘陵地エリア 『里山の緑とともに暮らすまちづくり』



2 中央部市街地エリア

本エリアは、JR 中央本線南部の旧市街地から、北部の国道沿い周辺地区を軸に広がる市街地を主体としており、内環状道路で囲まれる「中心市街地」とその外側に位置する「周辺市街地」で構成されるエリアです。



中央部市街地エリア 土地利用現況図

（1）エリアの現況及び課題

① 人口

- ・主な小学校区における近年の人口動向は、精華、小泉、池田校区が増加しているのに対し、養正、昭和校区は減少しています。
- ・多治見駅周辺の人口動向は、多治見駅北地区（以後、駅北地区）と多治見駅南地区（以後、駅南地区）は増加していますが、川南地区は減少傾向にあります。

② 土地利用

- ・多治見駅北側の商業地域の一部では、地場産業の保護のため、緩和型の特別工業地区を指定しています。
- ・多治見駅南地区市街地再開発事業の区域を、にぎわいの形成に資するとともに、健全な土地利用のため建築物等を規制・誘導する目的で多治見駅前中之郷地区地区計画の区域に編入しました。

③ にぎわいと利便性（中心拠点）

- ・当エリアの大部分を、立地適正化計画における都市機能誘導区域の中心拠点に位置づけており、多治見市の「まちの顔」となる中心拠点づくりが求められています。
- ・駅北地区では、多治見駅北土地区画整理事業が完了したことに伴い、駅へのアクセスが向上、拠点機能が集積するなどにぎわい形成に寄与しています。今後、さらなる機能集積が望まれます。
- ・駅南地区では、令和6年に多治見駅南地区第一種市街地再開発事業が完了し、商業業務棟、住居棟、宿泊棟、駐車場棟が建設されました。
- ・たじみDMOによる虎渓用水広場でのピアガーデンやイルミネーション、キッチンカーの出店や、多治見駅南北自由通路、駅南広場等、駅周辺エリア全体での美濃焼祭や駅MALLの開催等により、市内外の観光誘客を促進し、駅周辺のにぎわいを創出しています。
- ・まちづくり、地域経済を元気にする創業・出店者を支援する事業として、たじみビジネスプランコンテストを実施し、グランプリ受賞者や応募者による出店が進むなど、中心市街地の活性化に向けた取組が進んでいます。

④ 住環境

- ・当エリアの大部分を、立地適正化計画における居住誘導区域に位置づけており、徒歩圏内で便利に生活できる住環境づくりが求められています。
- ・当エリアは空き家が一定程度あり、老朽化したものだけでなく活用の見込みのあるものがあることから、それらの有効活用が求められます。
- ・多治見住吉土地区画整理事業の保留地の9割以上が販売され住宅戸数が増加しています。
- ・小泉校区や池田校区では農地転用が進み、宅地に転用されています。

⑤ 産業環境

- ・中心市街地から離れた周縁部に比較的規模の大きな工業用地があり、中心市街地にも小規模な工業用地が点在しています。
- ・本町オリベストリート周辺や商店街では、陶都創造館や蔵などの地域資源を生かしたまちづくりが展開され、美濃焼のまちとしての風情があり、一定の集客があります。

⑥ 交通環境**○ 道路**

- ・通勤通学時の多治見駅への交通集中による一時的な交通渋滞や市街地を横断する土岐川・JR中央本線をまたぐ南北方向の交通を中心に慢性的な交通渋滞が発生しており、渋滞緩和が求められます。
- ・多治見駅南地区市街地再開発事業に伴う、駅南駅前広場の拡張整備やペDESTリアンデッキの整備により、自動車と歩行者の動線が分離され、多治見駅周辺の安全性及び交通利便性が向上しました。
- ・若松町の交差点では、ラウンドアバウトを整備し、交通事故の減少に寄与するなど交通の円滑化や歩行者の安全対策に取り組んでいます。
- ・田代町や養正地区のゾーン30の指定及び精華地区の歩道のバリアフリー化を推進し、歩行者の円滑な移動の確保に取り組んでいます。
- ・多治見駅北土地区画整理事業地区の無電柱化が実施され、道路空間の整序が進んでいます。

○ 公共交通

- ・交通渋滞の緩和や、中心拠点内や市内観光のための移動手段として、コミュニティバス（ききょうバス中心市街地線）を運行しており、令和7年10月にバス停を5カ所増設し、利用エリアを拡大するなど、利便性向上のための取組を進めています。
- ・地域内交通として、地域あいのりタクシーが池田、養正、小泉地区の各区域で運行されています。
- ・令和3年7月から、小泉校区、根本校区と中心市街地を結ぶ、デマンド型の乗合バスが運行されており、令和7年6月にはたじみよぶくるバスとして、池田校区の一部にもエリアが拡大されました。

○ 自由通路

- ・多治見駅周辺の南北の連絡強化を図るため、多治見駅南北連絡線（自由通路）を設置し、南北の行き来の向上だけでなく、自由通路や駅南北で行われるイベントなどの取組が活性化するなど、にぎわいや交流のための通りとして機能しています。

○ 駐車場整備

- ・駅北地区では、駅北立体駐車場が整備され、駅南地区においても多治見駅南地区市街地再開発事業により駅南立体駐車場が整備されました。

○ バリアフリー化

- ・多治見駅周辺はバリアフリー化を重点的に整備する地区となっており、駅及び駅から周辺の公共施設へ至る経路の整備を進めています。

⑦ 美しい風景づくり、公園・緑地整備、自然環境保全

- ・多治見駅北土地区画整理事業に伴い、水と緑豊かな虎渓用水広場や街区公園を整備しました。また、暑さ対策のため、多治見駅周辺ではミストを整備しています。
- ・駅北地区に市内の農産物販売のための農産物直売所が整備され地産地消の取組が進んでいます。
- ・都市の風致を維持するため、中心市街地の周辺に虎渓山、窯洞、高根山、池田の各風致地区を指定しています。
- ・多治見運動公園（TYKスポーツパーク多治見）を整備し、施設の更新等を行いました。
- ・南坂上公園に大型遊具を整備しました。太平公園、喜多緑地などは、市民の憩いの場となっており、今後も子育て世代など市民のニーズに沿った空間が求められます。

⑧ 防災・減災

- ・市街地の大部分が想定最大規模降雨での洪水浸水想定区域に指定されており、浸水被害のおそれがあります。また、土岐川付近は、想定最大規模降雨での家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されており、氾濫流や河岸浸食による家屋の倒壊や流出のおそれがあります。
- ・平成23年の台風15号豪雨により市街地の一部が浸水被害を受けましたが、平成30年に浸水対策事業が完了し、平成23年の台風15号豪雨相当の降雨に対し、床上浸水を概ね解消しています。
- ・庄内川流域で水害対策を進めるため、土岐川・庄内川流域治水協議会及び庄内川水系流域治水プロジェクトに参加しています。
- ・昭和橋から多治見橋間で、土岐川の擁壁及び護岸工事を実施するなど、河川氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための取組を進めています。
- ・喜多町地区で流出抑制施設、排水路整備を実施するなど、内水被害軽減のための取組を進めています。
- ・中心市街地の周辺には、土砂災害警戒区域等の指定があり、がけ崩れへの対策等を進めています。
- ・駅南地区及び川南地区の一部において、中心市街地での火事などによる都市の不燃化を目指し、防火・準防火地域を定めています。また、JR中央本線南側の住宅と店舗等が混在する旧市街地は、狭あい道路が多い密集市街地となっており、建物の老朽化対策が必要です。

⑨ その他都市施設

- ・地区計画が定められている岐阜県立多治見病院地区は、安定した医療体制の確保と質の高い地域医療サービスの提供を目的として、病院の建て替えなどの整備が進んでいます。
- ・水害などの対策を強化するため、土岐川左岸ポンプ場を整備しました。
- ・開館から40年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいた多治見総合文化会館（パロー文化ホール）を大規模改修しました。

（2）まちづくりのテーマ及び目標

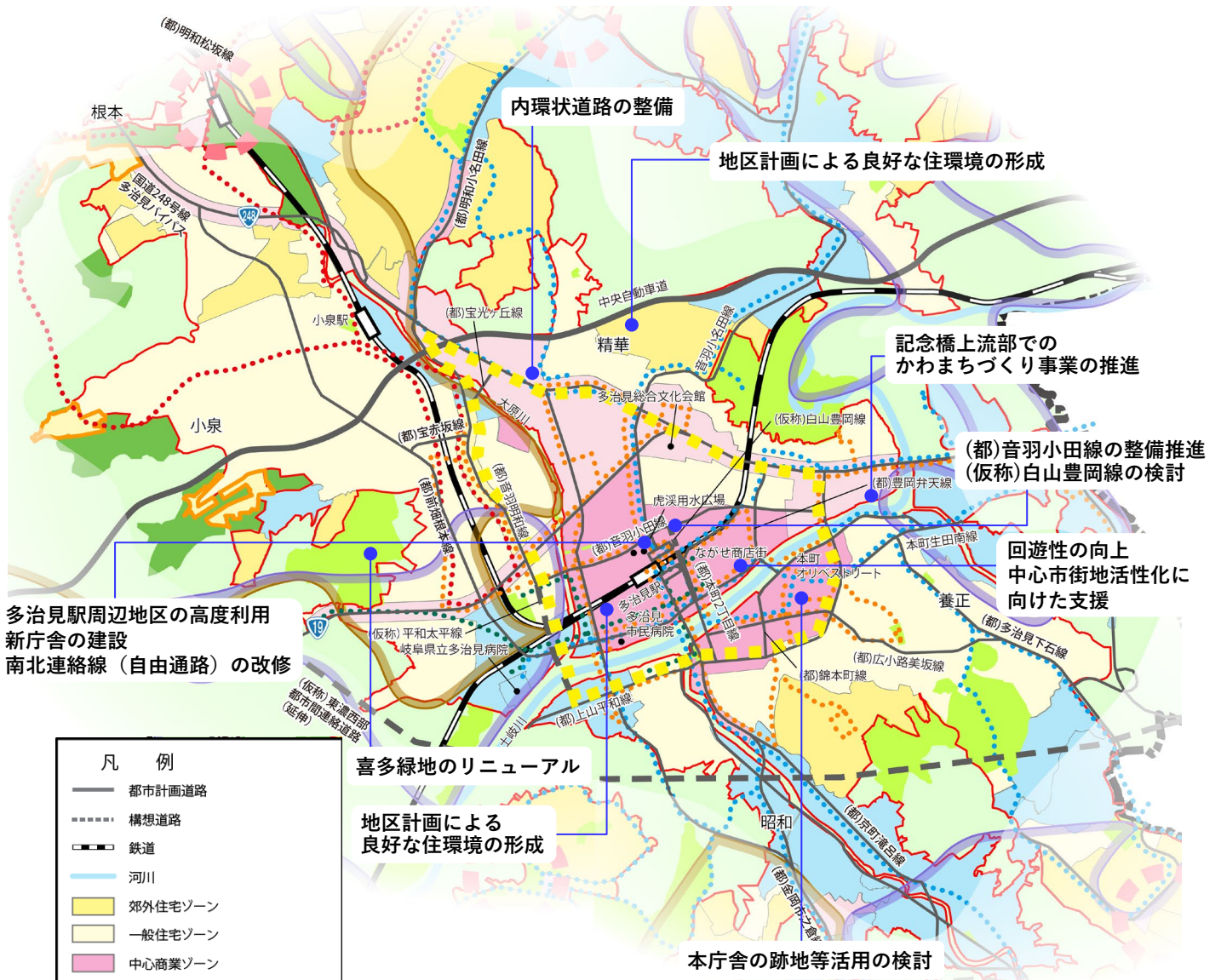
エリアの現況と課題を踏まえ、まちづくりのテーマ及び目標を以下のように設定します。

『 多くの人が集い楽しむまちづくり 』

- ① 「ネットワーク型コンパクトシティ」の中心拠点として、効果的な商業・サービス、公共公益施設の配置と、誰もが安全で快適に移動できる交通環境・生活環境の形成を目指すエリアとします。
- ② 中心市街地の外郭を構成する内環状道路により、中心市街地に集中する交通の分散を図ります。また、多治見駅南北での市街地開発事業の完了を契機として、更なる交流・定住人口の増加、まちのにぎわい創出を目指します。
- ③ 中心市街地に隣接する住宅地として、東側地区は東部・北部丘陵地エリア、西側地区は西部・南部丘陵地エリアとのまちづくりイメージを共有する良好な住環境の形成を目指します。

（3）まちづくりの整備方針及び取組

まちづくりのテーマ及び目標を踏まえ、整備方針及び取組を以下のように設定します。



中央部市街地エリア 将来構想図

① 土地利用（区域区分、用途地域）

- ・多治見駅周辺地区では、低未利用地の活用等により、高度利用や機能集積を図り市街地の再構築を推進します。
- ・土地利用の状況を踏まえながら、多治見駅北側の商業地域の一部において、緩和型の特別工業地区を継続します。
- ・国道19号・国道248号沿線等で、中心市街地内の商業地として商業業務施設の立地が進む地域においては、用途の純化を図り、商業系用途地域への転換、又は特別工業地区等の併用指定を検討します。
- ・大原川沿いの低地部や土岐川の河岸段丘に広がる一般住宅地では、店舗、事務所等の立地を許容しつつ、地域地区指定で現在の環境保全を図ります。

② にぎわいと利便性（中心拠点）

- ・多治見駅南北連絡線（自由通路）を中心に駅南北を一体に捉え、機能の連携を図るとともに、コンパクトシティの顔としてにぎわいの形成を推進します。
- ・駅北地区では、行政サービスの拠点として新庁舎を駅北庁舎隣接地に建設します。また、平面駐車場などの低未利用地の高度利用や機能集積を促進し、都市としての拠点性を高めていきます。
- ・川南地区では、本庁舎の跡地等活用を検討します。
- ・市街地開発事業の実施を検討する機運が表れた地区を支援します。
- ・多治見駅から本町オリベストリートまでの回遊性のあるまちづくりを推進します。
- ・駅前商店街、ながせ商店街、本町オリベストリート、銀座商店街などでは、地域による主体的な取組を支援するとともに、たじみDMOと連携し、中心市街地の活性化に向けたエリアマネジメントを進めます。
- ・幹線道路軸として交通量の多い(都)国道19号線、(都)岡岡市之倉線、(都)国道248号線多治見バイパス、(都)明和小名田線及び(都)音羽明和線沿道には、自動車による利便性を活かした沿道型業務施設の立地を図ります。

③ 住環境

- ・中心拠点などの、比較的公共交通の利便性が高い地域において人口集積を目指し、居住を誘導します。
- ・多治見駅前中之郷地区地区計画及び陶都の杜地区計画をはじめとした、地区計画などの手法による、良好な住環境の形成に努めます。
- ・中心市街地の密集した地区での老朽空き家などの除却を促進しながら、住宅需要の高い地域をはじめとした場所での空き家の活用を促進します。
- ・駅北庁舎次世代育成フロアを拠点に、地域の子育て支援の場と連携し、親育ち・子育ての学び・相談・交流の場を充実させ、まちなか居住を促進させます。
- ・土岐川の親水性向上、虎渓用水広場及び公園の整備などによるうるおいのある空間を確保し、誰もが快適な暮らしを享受できるまちとしての魅力を高めます。

④ 交通環境

○ 道路

- ・ 中心市街地における安全な歩行者・自転車空間の確保に向け、自動車交通の削減を図るなど、誰もが安全で快適に移動できる交通環境に努めます。
- ・ 内環状道路から多治見駅へのアクセス性の強化及び安全な歩行者空間確保のため、(都)音羽小田線の整備を進めます。
- ・ 中心市街地の通過交通の削減に向け、内環状道路の未整備区間である(都)国道248号線多治見バイパス、(仮称)平和太平線及び(都)上山平和線の整備に向けて取り組みます。
- ・ 通学者をはじめとした歩行者等の安全な通行確保のため、ゾーン30などの推進を図ります。

○ 公共交通

- ・ 多治見駅前の広場機能の強化により鉄道とバス路線の一体的なネットワークを形成し、公共交通の充実による自動車交通からの利用転換など、環境への負荷の少ない体系づくりを進めます。
- ・ 中心市街地を巡回するコミュニティバスは、市民の乗降調査結果等によりルートを見直すなど継続的に改善し、移動の利便性を高めます。運行改善にあたっては、公共公益施設、商業施設等の主要施設を結ぶなど、中心市街地の利便性の向上に配慮して行います。
- ・ 路線バス、ききょうバス中心市街地線などの市内運行バスでは、障がい者、運転免許返納者等の割引制度や高齢者公共交通機関利用促進助成事業（バスチケット65）など、公共交通の利用を促進します。
- ・ 多治見駅において、円滑な乗り継ぎが行えるよう、総合案内板の設置や観光案内所と連携したバス情報の提供など、公共交通の案内の充実を図ります。

○ 自由通路

- ・ 多治見駅南北連絡線（自由通路）を人のつながりを生み出す「にぎわいと交流のための通り」とし、駅周辺を多くの人々が行き交う中心市街地における一つの核としていきます。
- ・ 新庁舎の建設に合わせ、多治見駅南北連絡線（自由通路）の改修を行います。

○ 駐車場整備

- ・ 市街地内における円滑な交通を確保するため、駐車場施設を重点的に整備する地区を引き続き指定し、附置義務制度により最低限必要な駐車台数を確保します。

○ バリアフリー

- ・ 引き続き、多治見駅周辺をバリアフリー化を進める重点整備地区に指定し、公共交通、建築物、都市公園、路外駐車場、道路、交通安全などの整備方針に基づいて取り組んでいきます。

⑤ 美しい風景づくり、公園・緑地整備、自然環境保全

- ・ 虎沢用水広場を活用した水辺環境の創出、ミスト整備及び公園等の公共空地を活用した緑地の推進に努め、公共用地や中心市街地の植栽を推進し、高気温に対処するとともにヒートアイランド現象の緩和を図ります。
- ・ 喜多緑地など地域の拠点となる公園をリニューアルします。
- ・ 中心市街地の河川敷地について、憩いとうるおいのある空間の創出に努め、多くの人が川と親しめる環境を整えていきます。
- ・ 土岐川右岸記念橋上流部での、かわまちづくり事業及び、土岐川観察館による環境学習活動を推進します。

- ・本市の豊かなスポーツライフの実現を図るため、多治見運動公園（TYKスポーツパーク多治見）など快適で安全なスポーツ環境を整えます。
- ・風致地区に指定されている虎溪山の他、市街地に隣接した斜面緑地は、市街地を取り囲む環状の緑を形成しており、市民生活の身近に感じられる、都市景観上、重要な緑地として保全します。
- ・多治見駅周辺及び多治見インター付近を中心に、屋外広告物の重点区域を指定し、風景を損なわないよう、引き続き重点的に整えていきます。

⑥ 防災・減災

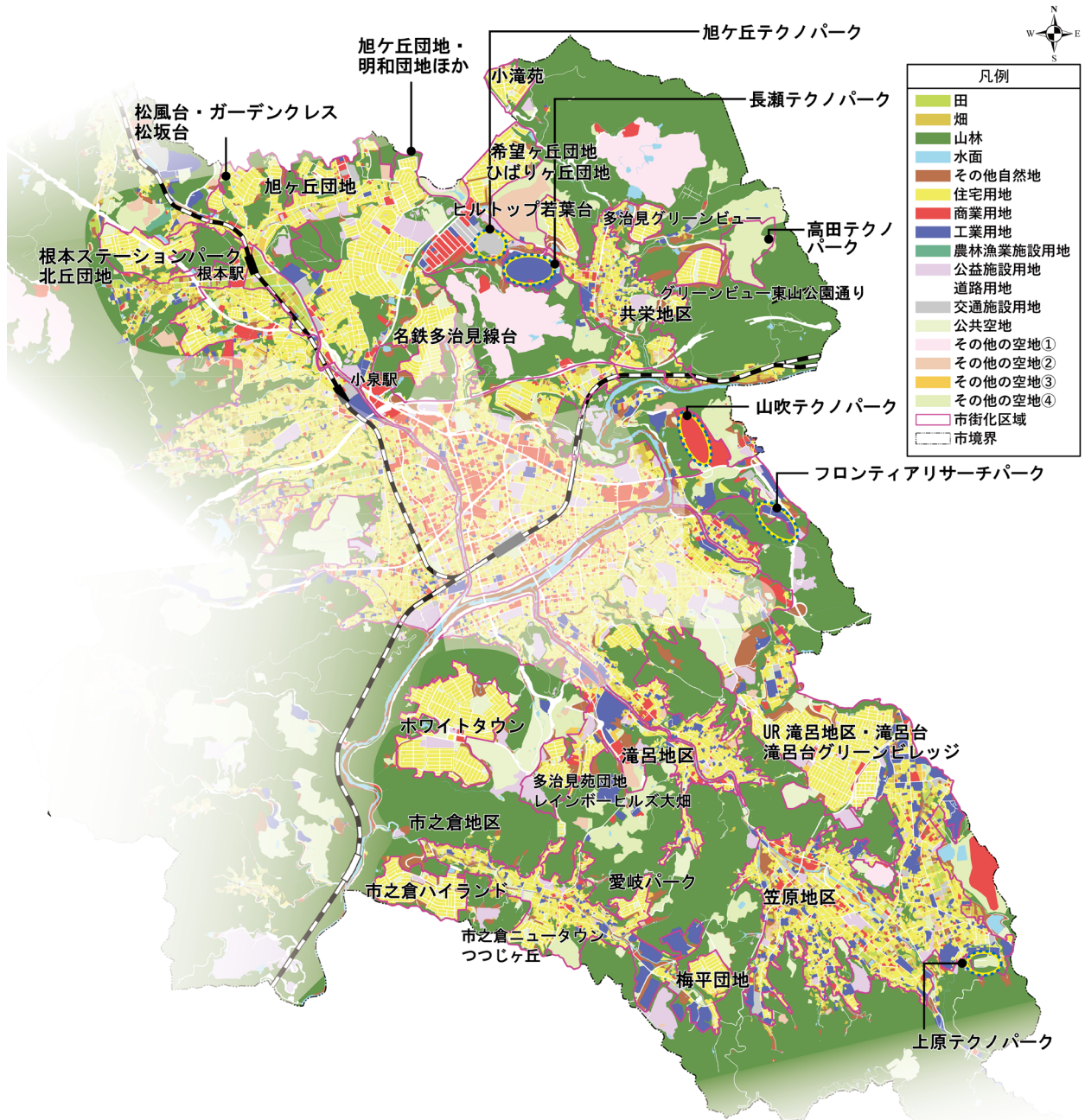
- ・水害リスクがある当エリアでは、河川改修などの外水対策及び流出抑制対策などの内水対策を進めながら、被害を低減するためのソフト対策を進めます。
- ・急傾斜地崩壊防止施設の整備などの土砂災害対策を進めます。
- ・中心市街地に密集する住宅地では、狭あい道路の解消やブロック塀等の除去など、火災や地震災害などに配慮した都市環境の整備・改善を図ります。

⑦ その他の都市施設

- ・公共交通の利便性や他の医療機関との連携を考慮した上で、中心市街地に位置する前畑町に多治見市民病院を配置し、今後も、施設の適切な維持管理に努めます。
- ・地区計画に指定されている岐阜県立多治見病院地区は、地域における安定した医療体制の確保と質の高い地域医療サービスの提供のため、用途地域の指定とあいまって土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の充実を図ります。
- ・大規模改修を実施した、多治見総合文化会館（バロー文化ホール）の適切な維持管理に努めます。

3 東部・北部丘陵地エリア

本エリアは中心市街地の東側及び北側に位置し、美濃焼の生産地である共栄、滝呂、笠原、市之倉地区の「地場産業振興地」と、各地区の丘陵部で住宅団地・工業団地として開発された「丘陵部開発地」で構成されるエリアです。



東部・北部丘陵地エリア 土地利用現況図

（1）エリアの現況及び課題

① 人口

- ・丘陵部開発地における住宅団地の人口は、開発事業による住宅立地が概ね完了したことから、人口増加が頭打ちとなり、徐々に減少傾向へと転じています。
- ・北栄、脇之島、市之倉地区など丘陵部開発地における住宅団地の一部では、高齢化率が高くなっています。

② 土地利用

- ・笠原地区及び根本地区では、宅地への農地転用及び新築住宅の建築が比較的多い傾向にあります。
- ・笠原地区の中心地において笠原神戸・栄土地区画整理事業が完了し、地域拠点における都市機能や居住の誘導に向けた土地利用が期待されています。
- ・昭和40年代頃から行われてきた、丘陵地での大規模な住宅団地開発が概ね落ち着いています。今後は、人口減少及びコンパクトシティの観点から、無秩序な住宅地の拡大の抑制が求められています。
- ・地場産業の振興のため、笠原町の住居系用途地域に緩和型の特別工業地区を指定しています。また、旭ヶ丘、明和、笠原町など準工業地域の一部に制限型の特別工業地区を指定しています。

③ にぎわいと利便性（地域拠点）

- ・立地適正化計画において、郊外地域において医療・福祉・商業等の都市機能を誘導する地域拠点として、根本駅周辺、旭ヶ丘、脇之島、滝呂台、笠原地区を設定しており、福祉施設を中心に誘導施設が増加傾向にあります。

④ 住環境

- ・丘陵地における住宅団地や地域拠点では、立地適正化計画における、居住誘導区域を設定しており、人口密度の維持が求められます。
- ・昭和期に開発された団地では空き家が増加傾向にあり、空洞化が進行しているため、空き家の有効活用が求められています。

⑤ 産業環境

○ 地場産業

- ・市内における陶磁器産業は、今後も美濃焼のブランド力向上や窯業原料の確保などの陶磁器産業の持続に向けた取組が求められます。
- ・陶磁器の里をイメージさせる市之倉地区や共栄地区の一部では、地域が主体的に産業観光振興に取り組んでいます。
- ・笠原地区では、独創的な外観で集客力があるモザイクタイルミュージアムが、観光拠点としてだけでなく、タイルの魅力のPRにも寄与しています。

○ **新規産業**

- ・中央自動車道、東海環状自動車道の利便性を活かし、山吹テクノパーク、旭ヶ丘テクノパーク、フロンティアリサーチパーク、上原テクノパーク、長瀬テクノパークなどで企業誘致による産業振興地を形成しています。
- ・令和2年に市街化区域に編入した高田テクノパークでは、整備が行われ、第2期部分では新規企業が立地しています。
- ・森下テクノパークでは、造成工事が開始し、誘致した企業の立地準備が進んでいます。

⑥ **交通環境**

○ **道路**

- ・高田テクノパークの整備と合わせて市道 315434 線（土岐多治見北部連絡道路）を整備し、東海環状自動車道五斗蒔スマートICへのアクセスが向上しました。
- ・円滑な自動車交通確保のため、（都）市之倉線の一部区間が開通しました。

○ **公共交通**

- ・小泉校区、根本校区、市之倉町、大畑町の一部と中心市街地を結ぶ、たじみよぶくるバスがデマンド型の乗合バスとして、本格運行されています。
- ・通勤・通学時間帯の移動支援として、市之倉ハイランドとJR古虎溪駅を結ぶここけいバスが運行されています。
- ・地域内交通として、地域あいのりタクシーは根本、旭ヶ丘、共栄、市之倉、滝呂、笠原地区の一部で運行されています。
- ・脇之島地区では、住宅団地の外周路において自動運転バス（レベル2）の実証実験が行われました。

⑦ **美しい風景づくり、公園・緑地整備、自然環境保全**

- ・土岐川流域グリーンベルト整備事業により、市之倉地区の「どんぐりの森」など、市民が主体となって身近な里山の整備と活用に関する活動が進められています。
- ・山吹町地内(花桃)の植樹など、名所づくりを実施しました。

⑧ **防災・減災**

- ・地場産業振興地や住宅団地の一部は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されており、がけ崩れ、土石流、地すべりなどのおそれがあります。
- ・笠原川などは、洪水浸水想定区域に指定されており、浸水被害などのおそれがあります。
- ・笠原地区、市之倉地区などで、土石流による災害を防ぐための砂防施設の整備、急傾斜地の崩壊を防ぐための急傾斜地崩壊防止施設の整備を進めています。
- ・笠原川、高田川、市之倉川、辛沢川などで河道掘削の実施など河川氾濫への対策に取り組んでいます。

（2）まちづくりのテーマ及び目標

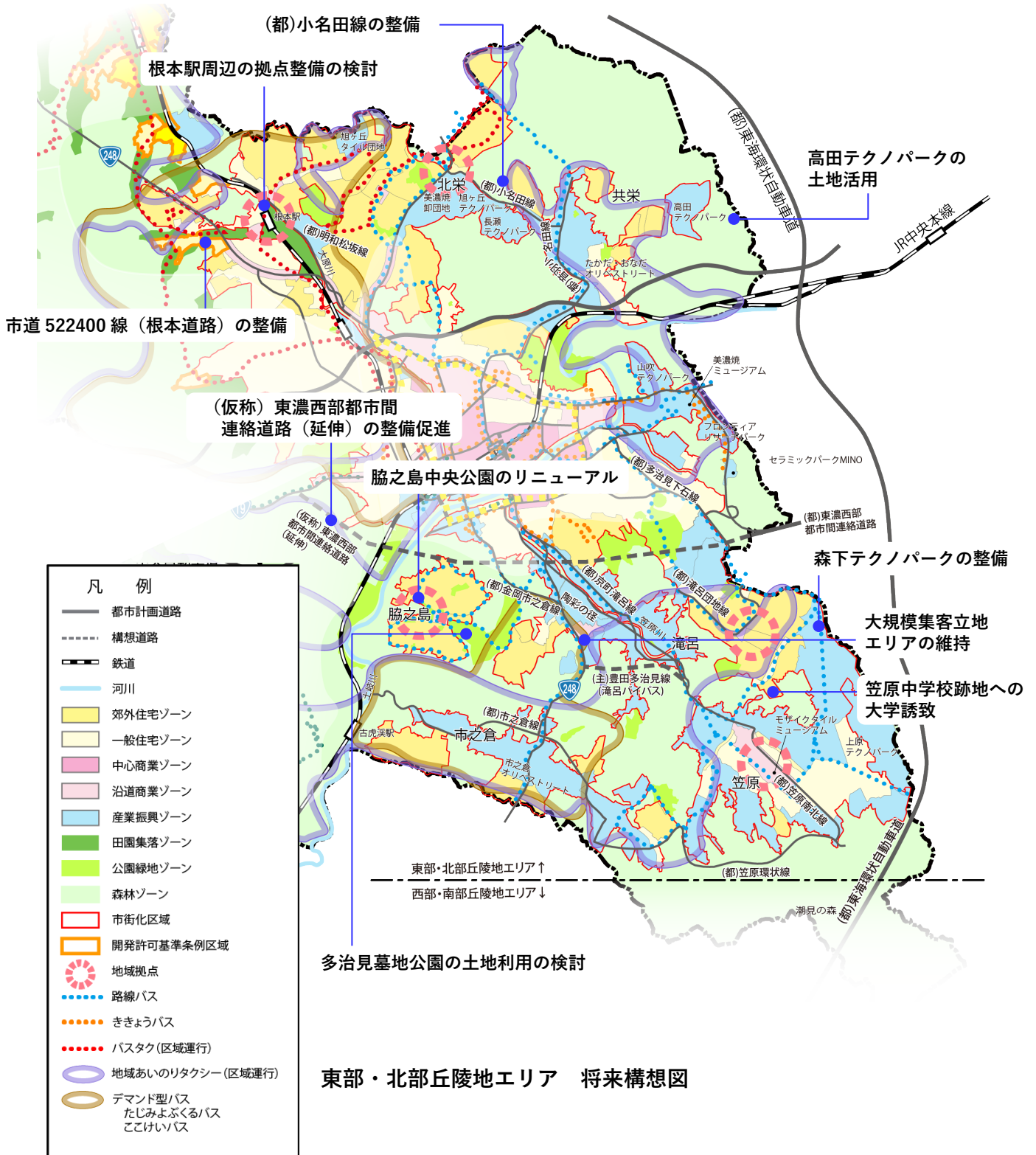
エリアの現況と課題を踏まえ、まちづくりのテーマ及び目標を以下のように設定します。

『 美濃焼文化と新たな産業が共存するまちづくり 』

- ① 美濃焼の歴史性を活かした個性あるまちづくりと緑地の多い良好な住環境が共存するまちづくりを進めるエリアとします。
- ② 地域の独自性を発揮しながら発展してきた地場産業振興地では、地域資源を活用してまちのにぎわいを創出していきます。また、まちの防災機能や交通機能の強化を図るなど快適な生活環境の形成を目指します。
- ③ 丘陵部開発地の住宅団地においては、団地の高齢化や空き家の増加を見据えた適切な施策の展開により、いつまでも住み続けられる住環境の整備に努めます。
- ④ 工業系開発地では、周辺の自然的環境や生活環境に配慮した適正な土地利用に努め、必要に応じて新規産業誘導地の拡大を目指します。

（3）まちづくりの整備方針及び取組

まちづくりのテーマ及び目標を踏まえ、整備方針及び取組を以下のように設定します。



① 土地利用（区域区分、用途地域）

- ・引き続き、無秩序な宅地化を抑制し、良好な住環境の確保を目指します。また、新規開発は中心市街地を取り囲む盆地の緑と周辺市街地を取り囲む緑に囲まれた地域のみとし、周辺市街地を取り囲む緑の外側での面的な開発は抑制します。
- ・根本駅周辺などの地域拠点において、公共交通、幹線道路等の状況を踏まえ、ネットワーク型コンパクトシティの形成において支障がある場合は、地域拠点の強化も踏まえた多様な都市機能を集積すべき拠点の形成について検討します。
- ・脇之島地区において、今後の墓地需要などを踏まえ墓園（多治見墓地公園）のあり方を検討するとともに、地域拠点強化や新規産業誘導に資する都市的土地利用について検討します。
- ・多くのテクノパークを有している当地区では、今後も新規産業誘導のための開発に対しては、自然的環境に配慮しながら、計画的に土地利用を見直し、新規産業企業の立地誘導と支援を促進しつつ、新市街地の形成を検討します。
- ・市街地外縁に位置する一団の未利用地等については、今後の土地利用計画や隣接地の状況等を踏まえ、区域区分制度の適正な運用により、未整備な市街地として土地利用を整序していきます。
- ・地場産業を振興するため、特別用途地域の指定継続により住居系用途地域内にある陶磁器・タイル関連工場を保護していきます。また、工業系用途地域内では、公害をもたらすおそれのある工場や環境悪化が懸念される建物を制限することで、周辺の生活環境に配慮します。
- ・既存の卸団地（美濃焼卸団地、旭ヶ丘タイル団地）については、既定の建築制限を継続し、地場産品の集積・出荷環境を維持していきます。

② にぎわいと利便性（地域拠点）

- ・地域拠点に位置づけた、根本駅周辺、旭ヶ丘、脇之島、滝呂台、笠原地区においては、ずっと暮らし続けられる地域を支える拠点づくりを方針とし、地域コミュニティが維持され、徒歩圏で日常的な生活ができ、中心市街地にも公共交通でアクセスしやすい拠点を配置します。
- ・大畑地区の国道 248 号沿道に立地する大規模集客施設を含む地区は、大規模集客施設立地エリアとして、現在の土地利用を維持していきます。

③ 住環境

- ・地域拠点を中心とする、比較的公共交通の利便性が高い地域においては、生活に必要なサービスが得られる環境づくりを目指し、居住を誘導します。
- ・初期に開発された住宅団地の一部をはじめとして、今後の建替え需要や増加する空き家の活用に向け、リフォームや建て直しを支援していくなど、移住定住の支援と合わせた施策を進めていきます。また、高齢社会への対応に留意しつつ、それぞれの団地特性に応じた対策を講じていきます。
- ・地場産業振興地においては、居住と生産空間が共存した住工混合の空間として生活環境を維持します。また、空き物件の工房としての有効活用や、陶磁器関連事業者への雇用促進など、地場産業の担い手育成や定住促進に向けた施策を進めます。

④ 産業環境○ **地場産業**

- ・モザイクタイルミュージアムや美濃焼ミュージアム、セラミックパーク MINO 等、タイルを含めた美濃焼を観光資源として活用し、地場産業の振興とまちの集客力を高めていきます。
- ・地場産業振興地では、引き続き、陶磁器やタイルの生産地として、地場産業の保全と振興を図ります。また、美濃焼のブランド力向上や販路開拓、セラミックバレー構想や MINO サステナブルセラミックプロジェクトの取組の支援、美濃焼文化の香りが漂うまち並み形成など、産業振興や風景づくりに配慮したまちづくりを進めます。

○ **新規産業誘導**

- ・企業誘致により工業系土地利用を形成した、長瀬テクノパーク、山吹テクノパーク、旭ヶ丘テクノパーク、上原テクノパーク、フロンティアリサーチパーク等の産業用地での事業環境の維持に努めます。
- ・東海環状自動車道の近接性を活かし、高田テクノパーク及び森下テクノパークの産業系の土地活用を展開します。
- ・テクノパークの隣接地や幹線道路のインターチェンジ付近、その他、鉱山の跡地などで都市基盤整備が整っているか、又は整うことが確実な土地にあっては、必要に応じて事業所用地への土地利用転換を図り、新規産業誘導地を拡大していきます。
- ・新規産業誘導地の拡大にあたっては、自然的環境に配慮するとともに下水道計画等の公共施設計画との整合を図って進めます。

○ **大学**

- ・笠原小中学校開校に伴い閉校する笠原中学校跡地に大学を誘致します。

⑤ 交通環境○ **道路**

- ・（仮称）東濃西部都市間連絡道路（延伸）の整備促進を図ることで、広域交通網を充実させ他都市との連携を強化するとともに、市街地の通過交通を削減します。
- ・市街地南部の（主）豊田多治見線（滝呂バイパス）の整備促進などにより、中心市街地や鉄道駅とのアクセス強化に努めます。
- ・市街地北部の（都）小名田線、（都）音羽小名田線、市道 522400 線（根本道路）など、地域内の自動車交通幹線道路の改良整備を進め、渋滞の緩和と交通安全性を高めていきます。
- ・自転車・歩行者専用道の（都）平和滝呂線（陶彩の径）は、安全安心な道路空間としてだけでなく、身近な水と緑の憩いの空間として維持管理に努めます。

○ **公共交通**

- ・中心拠点に立地する多様な都市機能へ便利にアクセスできる鉄道や基幹的なバス路線により、地域拠点と中心拠点をつなぎます。
- ・郊外地域と中心市街地をつなぐ路線バスの利用促進を図るため、障がい者、運転免許返納者等の割引制度や高齢者公共交通機関利用促進助成事業（バスチケット 65）などの取組を進めます。

- ・地域あいのりタクシーがより使いやすいものとなるよう地域と協議のうえ運行計画を見直し、導入エリアの拡大を図ります。また、各地域の導入実績や優良事例を踏まえ、地域内交通の導入支援を行うとともに、地域内交通の制度の改善を図りながら地域の移動手段を確保します。
- ・引き続き、たじみよぶくるバスやここけいバスの維持に向け、事業者と連携しながら利用促進に向けた取組を進めます。
- ・鉄道、地域内交通等の各交通手段が円滑に乗り継ぎできるよう、各輸送手段の結節点となるバス停において待合環境の改善を図ります。

⑥ 美しい風景づくり、公園・緑地整備、自然環境保全

- ・ふるさと風景を代表する盆地（丘陵・斜面地）の緑を、自然保全ゾーンとして位置づけ、区域区分制度によって、無秩序な市街化を抑制します。
- ・市街化区域の近接・隣接部で、土石・粘土採取等により土地の形質変更が行われた地区においては、事後緑化等による緑地回復とともに、自然的環境への影響抑制を前提に都市的土地利用の可能性を検討し、土地利用の整序と地域の活性化に努めます。
- ・シデコブシやハナノキなどの希少植物の保護を進めます。
- ・脇之島中央公園など地域の拠点となる公園をリニューアルします。
- ・多治見墓地公園について、今後の墓地需要などを踏まえ墓園のあり方を検討します。

⑦ 防災・減災

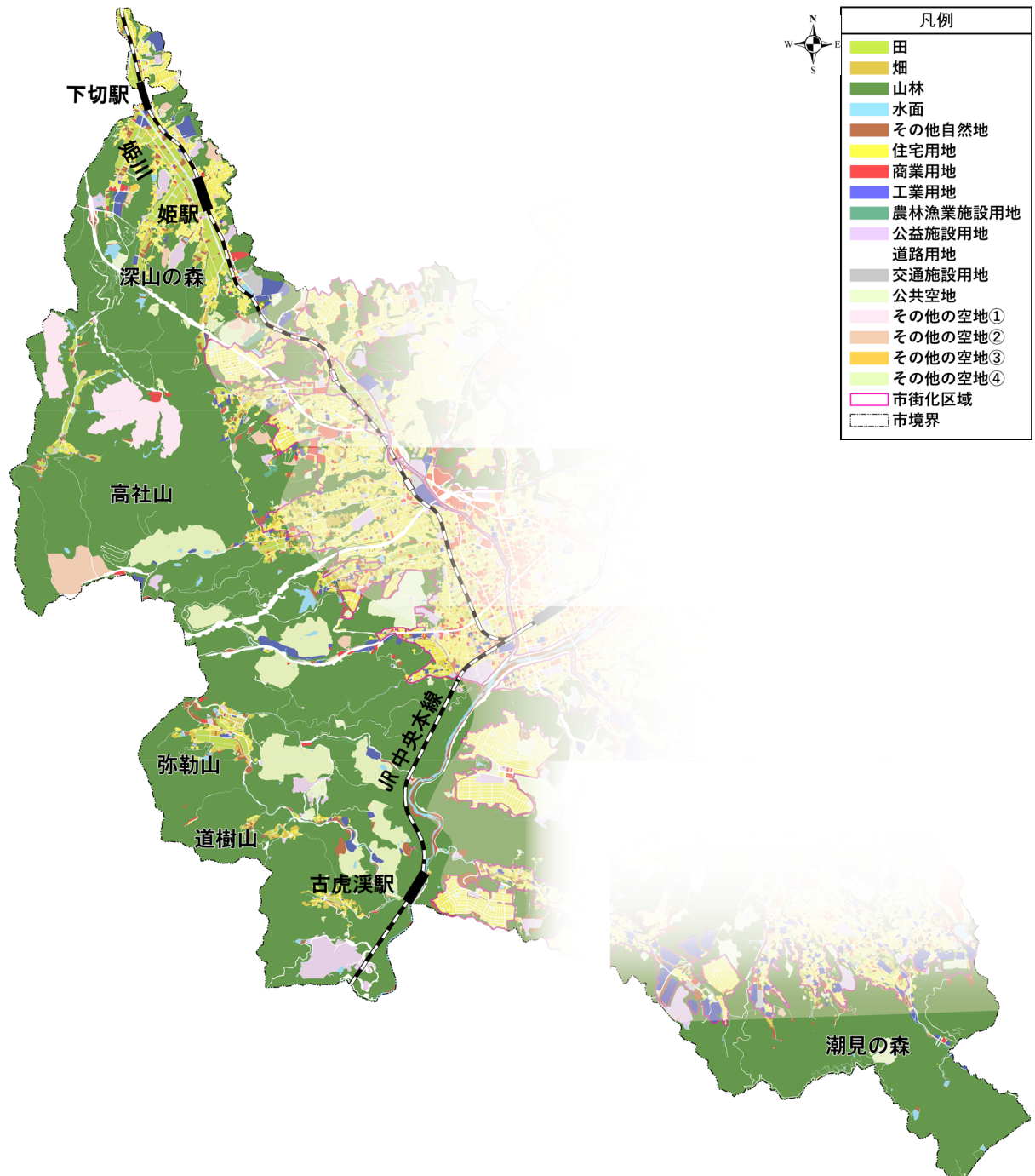
- ・土地区画整理事業が完了した笠原地区では、地区のにぎわいを創出するとともに、市街地の密集に備え、火災に強いまちづくりを継続します。
- ・砂防施設の整備及び急傾斜地崩壊防止施設の整備などの土砂災害対策を進めます。
- ・河川改修などの外水対策及び流出抑制対策などの内水対策を進め、水害をできるだけ防ぐ・減らすための対策を進めます。

⑧ その他の都市施設

- ・維持管理コストの削減を図るため、汚水処理施設の統廃合やし尿処理との共同化を進めます。

4 西部・南部丘陵地エリア

本エリアは、市域の北西から南東に位置し、大部分が保安林と農業振興地域で構成され、山裾・山あいには集落・住宅団地が位置している、豊かな自然環境が残るエリアです。



西部・南部丘陵地エリア 土地利用現況図

（1）エリアの現況及び課題

① 人口

- ・南姫地区では、平成17年以降減少傾向に転じ、今後も少子化、高齢化による人口減少が予測されます。

② 土地利用

- ・集落地、住宅団地のコミュニティ維持や地域活力の向上を目的とする開発許可基準条例に基づいて、条例適用区域内の建築・開発行為について弾力的に運用しており、令和4年には災害リスクの高い区域を除外しました。

③ 住環境

- ・当地区では、住宅団地、集落地及び県道沿いに広がる沿道集落地において、緑に囲まれた良好な住環境のもと、住宅地が形成されています。近年、住宅団地では、団地内の高齢化や空き家の増加が課題となっています。
- ・廿原町、諏訪町、三の倉町、北小木町などの山あい立地する集落地では、自然の恵みが享受できる環境を維持しています。

④ 交通環境

○ 道路

- ・広域交通網の充実を図るため、当エリアの（都）国道248号線多治見バイパスの4車線化が完了しました。
- ・交通の円滑化及び歩行者の安全対策のため、大藪町でラウンドアバウトを整備しました。

○ 公共交通

- ・古虎溪駅、姫駅が名古屋などへの広域移動の拠点となっています。
- ・自主運行バス諏訪線を運行しています。
- ・地域内交通である地域あいのりタクシー（南姫、廿原、池田地区の一部で運行）や、バスタクにより、拠点間の移動手段を確保しています。
- ・小泉校区、根本校区、市之倉町、池田校区の一部と中心市街地を結ぶ、たじみよぶくるバスがデマンド型の乗り合いバスとして、本格運行されています。

⑤ 美しい風景づくり、公園・緑地整備、自然環境保全

- ・市街地を取り巻く森林地域では、多くの採石場や埋立処分場が操業しており、緑の分断が見られます。
- ・保安林・農用地区域指定や、「北小木のホタル」の市天然記念物指定などにより自然的環境が継続的に保たれています。
- ・池田地区の土岐川右岸地域において、斜面緑地を主体に風致地区に指定しています。
- ・「深山の森」、「潮見の森」などが整備され、市民の憩いの場となっています。
- ・潮見公園（桜50選）の植樹やトイレの水洗化更新など、名所づくりを実施しました。
- ・農業振興地域の農用地区域において耕作放棄地が増加しています。

- ・池田南地区では観光農園や6次産業化の取組が進んでいます。また、三の倉市民の里では当地区のにぎわいや地域資源の活用を更に進めるため、地域の民間団体への譲渡を進めています。

⑥ 防災・減災

- ・集落地や住宅団地の一部は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されており、がけ崩れ、土石流、地すべりなどのおそれがあります。
- ・姫川などは、洪水浸水想定区域に指定されており、浸水被害などのおそれがあります。
- ・月見町では、土石流等による下流の被害を防ぐため、砂防えん堤を設置しています。
- ・ため池の耐震工事を実施し地震時の安全を確保しています。

⑦ その他の都市施設

- ・南姫地区等を中心に整備を進めてきた市街化調整区域の公共下水道事業は概ね整備が完了しました。
- ・多治見市火葬場（華立やすらぎの杜）は、周囲の環境に配慮しながら適切に維持管理しています。
- ・食育の拠点となる食育センターを南姫地区に整備しました。
- ・三の倉センターの安定稼働のため、基幹改良長寿命化工事を実施しました。

（2）まちづくりのテーマ及び目標

エリアの現況と課題を踏まえ、まちづくりのテーマ及び目標を以下のように設定します。

『 里山の緑とともに暮らすまちづくり 』

- ① 広域的に優れた森林機能を有する緑を保全するとともに、まとまりある農地を地域の優れた自然環境として保全し、農業振興と調和のとれた暮らしを維持していくエリアとします。
- ② 開発許可基準条例を活用したコミュニティの維持を図ります。
- ③ 山あい立地する集落地において、地域周辺の優れた環境を有する森林や農地の保全・管理計画と連携し、自然の中での活動や自然環境を体感できる場の創出を図ります。

① 土地利用（区域区分、用途地域に特化）

- ・市街地に隣接又は近接する集落や住宅団地では、集落地のコミュニティの維持や地域活力の向上を図るため、周辺の自然的環境との調和を図りながら、引き続き開発許可基準条例による、開発及び建築行為の弾力化を図っていきます。
- ・原則として市街化調整区域での開発は抑制します。ただし、周辺の自然環境や営農環境等との調和に十分に配慮し、農林漁業に関する土地利用との調整を図った上で、計画的な都市的土地利用の実現を目的とする開発については許容します。
- ・新規に整備する事業用地にあつては、公共下水道や道路などの都市施設計画、給水計画などに支障をきたさないことはもちろん、市街化調整区域での整備にあたっては地区計画などにより都市計画の内容を明確にして整備を進めます。

② 住環境

- ・住宅地周辺の段丘斜面や里山的な樹林地・農地の適切な保全と管理に努めるとともに、自然環境や豊かな風景と調和する住環境の形成を図ります。
- ・里山的な樹林地と農地が介在する地区においては、適切な保全と管理を行い、田園風景と調和するまち並みの形成を図ります。また、農地周辺において、既存住宅等を活用した都市型農業の担い手の育成と定住促進を図ります。

③ 交通環境

○ 公共交通

- ・池田南地区において、自主運行バス諏訪線（スクールバス兼用）の運行を継続します。
- ・地域あいのりタクシーがより使いやすいものとなるよう地域と協議のうえ運行計画を見直し、導入エリアの拡大を図ります。また、各地域の導入実績や優良事例を踏まえ、地域内交通の導入支援を行うとともに、地域内交通の制度の改善を図りながら地域の移動手段を確保します。

④ 美しい風景づくり、公園・緑地整備、自然環境保全

- ・広範囲にわたって優れた森林機能を有するエリアとして、緑地を保全していきます。また、採石場や埋立処分場の操業で失われた緑の回復を図っていきます。
- ・農地の耕作放棄や後継者不足等の農業問題を踏まえた地域活力の低下を抑制するため、市民農園や観光農園による農業振興施策を展開するなど、観光と連携した都市型農業の推進に向けた取組を進めます。
- ・「深山の森」、「潮見の森」などの大規模な緑地や保健保安林及び「高社山」、「弥勒山」、「道樹山」などのレクリエーションや眺望で親しまれている山稜について、市民が親しみを持ち、触れ合える機会を増やすことで、緑の管理や保全に対する意識啓発に努め、里山環境の保全を図っていきます。
- ・池田地区の土岐川右岸沿いに指定している風致地区について、区域の拡大を検討します。

⑤ 防災・減災

- ・土砂災害特別警戒区域など、災害のおそれがある場所での宅地開発等を抑制するとともに、農地、保安林、土砂災害警戒区域などは、災害防止の観点から保全し開発を抑制します。

第6章 まちづくりの推進方策

1 まちづくりの推進方策

本章では、都市計画マスタープランによるまちづくりの推進のための方策を整理します。

(1) 都市計画の決定・変更

- ・本マスタープランに即したまちづくりを進めていくためには、新たな都市計画決定や現在の都市計画を見直していくことが必要となります。
- ・社会情勢や計画の熟度等を判断しつつ、地域住民と協議を進めながら、必要に応じて都市計画の決定・変更を行います。

(2) 市民等との協働によるまちづくり

- ・多様なニーズに対応したまちづくりを展開するためには、市民・事業者・関係団体等が主体となって、自発的に地域の課題を解決していくことが必要です。
- ・市民・事業者・関係団体等との連携・協働によるまちづくりを推進するため、情報提供や話し合いの場の設定や都市計画提案制度の利用に対する支援等を行います。

(3) 都市計画マスタープランの見直し

- ・都市計画マスタープランは、まちづくりの基本理念や方針の実現に向けた各種施策の方向性を示すとともに、都市計画に関わる土地利用や都市基盤整備などを進める際の根拠となるものです。
- ・社会情勢の大きな変化が認められた場合や将来の法制度が大きく改正された場合、上位計画に位置づけた「総合計画」「都市計画区域マスタープラン」との整合が必要になった場合等に計画内容を見直します。
- ・さらに、概ね5年ごとに進行状況を管理・評価するため、都市計画基礎調査や各種アンケート調査を実施します。

用語集

索引	用語	解説
あ行	ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称で、情報・通信に関する技術の総称。通信技術を使って人と人、人とインターネットが繋がる技術。
	空き家	居住者がいない住宅のうち、別荘などの二次的住宅及び賃貸・売却用住宅以外の、その他の住宅（長期不在や建替えに伴う解体予定の住宅）。
	空き家・空き地バンク	空き家・空き地の物件情報を公開することで、空き家等の利活用を促進するための制度。
	AI	学習・推論・判断といった人間の知能のもつ機能を備えた人工知能のこと。
	エリアマネジメント	特定のエリアを単位に、まちづくりや地域経営を積極的に行おうという取組。
	屋外広告物	常時もしくは一定の期間、公衆に向けて、屋外で表示されている看板、立看板、広告塔、広告板、はり紙等。
	汚水処理人口普及率	国土交通省、農林水産省、環境省がそれぞれ所管する下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の汚水処理施設の普及状況を、それらを使える人口の総人口に対する割合で表した指標。
	オリベストリート	オリベイズム（桃山時代に、斬新で自由な発想により茶の湯の世界に新風を巻き起こした古田織部の精神）をいかし、各地区で培われてきた、文化等を活用して集客を図るために整備されたまちなみ。「本町」「市之倉」「たかた・おなだ」に展開。
か行	開発許可基準条例	線引きによって、市街化を抑える市街化調整区域に指定された場合であっても、既に一定以上の集落性が認められる地区については、区域を指定して開発許可基準を緩和する制度（市が定めている条例）。
	合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水をあわせて処理を行う浄化槽。
	管理不全空家等	空家等（居住等がされていないことが常態である建物及びその敷地、付属物）のうち、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると市町村長によって認められたもの。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により定められる急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設その他の急傾斜地の崩壊を防止するための施設。
	狭あい道路	建築基準法第 42 条第 2 項の規定により特定行政庁が指定した道で、市道認定されたもの及び市長が必要と認めた幅員 4m 未満の道。
	近隣商業地域	都市計画法に基づく用途地域の一種。近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するための地域などに指定される。
	区域区分	市街化区域と市街化調整区域の区分のこと。一般にこの区域区分を行うことを「線引き」という。
	グリーンインフラ	自然の機能や仕組みを活用したインフラ整備や社会のあり方。昨今、海外を中心に取組が進められ、我が国でもその概念が導入されつつあるほか、国際的にも関係する様々な議論が見られる。
	計画規模降雨（L1）	河川整備の目標となる、概ね 30～100 年に 1 回程度の確率で発生する雨量。堤防の高さや川幅を設計する際の基本となる。

索引	用語	解説
	公共下水道	主として市街地における下水を排除又は処理するため、地方公共団体が計画、設置、管理する下水道。単独公共下水道、流域関連公共下水道及び特定環境保全公共下水道がある。
	工業専用地域・工業地域・準工業地域	都市計画法に基づく用途地域の一種。主として工業の利便を増進するために定める地域。工業専用地域及び工業地域内では、ホテル・キャバレー等の風俗営業施設、映画館、学校、病院等の建築物は建てられない。これに対して、準工業地域は主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するために定める地域であり、最も制限が緩い用途地域であるが、火薬等の危険物の製造工場や貯蔵施設のほか、悪臭、騒音、健康阻害等のおそれのある工場などの建築物は建てられない。
	交通結節点	鉄道やバスなど、異なる交通手段を相互に連絡する乗換え・乗継ぎ施設のこと。移動の一連の動きの中のひとつの重要な要素であり、「つなぐ空間」と「たまる空間」の役割がある。具体的には鉄道駅やバスターミナルなど。
	高齢者公共交通機関利用促進助成事業（バスチケット65）	路線バスの廃止や減便を食い止め、市民の移動手段確保に向けて令和6（2024）年度から多治見市で実施している、年度初めの時点で65才以上の市民の方々に市内で運行するすべてのバス（路線バス、コミュニティバスなど）で利用可能なチケットを支給する事業。
	交流人口	通勤や通学、観光、レジャー等の目的で一時的に地域と交流する人々のこと。対応する用語として、定住人口（地域に住居を構えて定住している人々）、関係人口（日常生活圏や通勤圏以外で地域と継続的かつ多様な形で交流する人々）が存在する。
	国土強靱化	地震や津波、台風等の自然災害に強い国づくり・地域づくりを行い、大災害が発生しても人命保護・被害の最小化・経済社会の維持・迅速な復旧復興ができるよう目指す取組のこと。国土強靱化の対象範囲は幅広く、行政だけでなく企業・地域・個人での取組や、ハード面だけでなくソフト面の取組も国土強靱化に含まれる。
	コミュニティバス	きめ細かい地域の公共交通需要に対応するため、中心市街地での移動を担う公共交通サービス。
	コンパクトシティ	市街地内の低未利用地の活用による環境保全や既存の都市機能の有効活用による集約的なまちのこと。経済的な効率性の向上等が期待されている。
さ行	里山	「手付かずの自然」ではなく、古くから農用林として人々の生活と結びつき維持されてきた「里」周辺の山林のこと。クヌギ、ナラ等の雑木林、農地、ため池、草原等で構成され、多様な生物の生息・生育空間になっている。
	砂防施設	土砂災害を防止するために整備される土木施設。土石流を補足し土砂量を調整する、川の勾配を緩くし急激な土砂流出を防ぐ、土砂を取り込みながら大きく成長するのを防ぐ、川から土砂が溢れ出さないよう安全に海へ流化させる、等の働きをもつ。
	砂防指定地	大雨などで山の斜面や谷などが浸食されて発生する土砂の流出による被害を防止するために、砂防設備が必要な土地又は一定の行為の制限を行う土地として国土交通大臣が指定した土地のこと。
	市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、積極的に開発・整備を進める区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域。
	市街地開発事業	一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行う、面的な市街地の開発事業。土地区画整理事業、市街地再開発事業などが該当する。

索引	用語	解説
	市街地再開発事業	市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再生開発法に基づき建築物及び建築敷地の整備ならびに公共施設の整備に関する事業ならびにこれに附帯する事業。
	持続可能な開発目標 (SDGs)	Sustainable Development Goals の略称。2015 年の国連サミットで採択された 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するため、17 のゴール・169 のターゲットから構成されている。
	地場産業	特定の地域に、その地域の資源や労働力等を背景として古くから発展し、定着している産業。本市においては陶磁器産業。
	住宅セーフティネット制度	既存の賃貸住宅や空き家等の有効活用を通じて、「住宅確保要配慮者（高齢者、子育て世帯、低所得者、障害者、被災者など）」が入居しやすい賃貸住宅の供給促進を図ること。
	商業地域	都市計画法に基づく用途地域の一つ。主として商業その他の業務の利便を増進するための地域などに指定される。
	人口集中地区 (D I D)	人口密度が 40 人/ha 以上の区域が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区に設定される市街地の規模を測る指標。
	浸水想定区域 (洪水浸水想定区域)	洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると指定された河川が、想定し得る最大規模の降雨によって氾濫した場合に浸水が想定されるとして指定された区域。
	スプロール化	都市が発展拡大する場合、郊外に向かって市街地が拡大するが、この際に無秩序な開発を行うことをスプロール化という。
	製造品出荷額等	1 年間の「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず及び廃物」の出荷額とその他の収入の合計。
	セラミックバレー構想	陶産地である多治見市、土岐市、瑞浪市、可児市を中心に、やきものの文化・歴史・産業を改めて見つめ直し、地域に受け継がれてきたその価値を共有・発信することで地域のブランディングを図り、発展につなげる取組。
	線引き	都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分する、「都市計画区域区分」の通称。
	想定最大規模降雨 (L2)	想定しうる最大規模の降雨であり、概ね 1,000 年に 1 回程度の確率で発生する雨量。
	総合計画	総合的かつ計画的に市政を運営するために定める本市の最上位の計画。多治見市では、2024 (令和 6) 年に「第 8 次多治見市総合計画」を策定し、「市民が主役！躍動するまち 多治見」を目指すまちの姿として掲げ、政策を進めている。
	ゾーン 30	生活道路を含む定められた区域 (ゾーン) で最高速度「時速 30 km」の速度規制を実施することから名付けられている。
た行	大規模集客施設	建築基準法別表第二 (か) 項に掲げる建築物。劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等でその用途に供する部分 (劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。) の床面積の合計が 10,000 ㎡を超えるもの。
	たじみ DMO	一般社団法人多治見市観光協会。Destination Management/Marketing Organization の略称。
	地域あいのりタクシー	地域住民の移動手段を確保する地域内交通の一つとして、区や町内会等の団体が主体となって運営し、あいのりを前提で利用するタクシー。運賃の一部を団体と市が負担。

索引	用語	解説
	地域公共交通計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づき地域公共団体が作成する、地域旅客運送サービス（鉄道、バス、デマンド交通など）の持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画。
	地区計画	良好な住環境を形成し保全するため、それぞれの地区の特性に応じたまちづくりのルールを定めた地区単位の計画のこと。土地や建物の所有者等、市民が主役となって話し合いを行い、地区独自のルールを細かく定めるもの。
	地方創生	東京圏への一極集中や地方の人口減少といった課題に対応するために、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指す取組の総称。
	調整池	短時間の集中的な降雨などにより、増水しつつある河川への洪水流出量を抑制するための施設。
	DX	デジタルトランスフォーメーションの略称。データやデジタル技術の普及・拡大により、インターネットやソフトウェアといった技術革新が急速に進んでおり、これまでの現実空間を前提とした物事が効率化し、さらに抜本的に変革すること。
	低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにも係らず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。
	テクノパーク	企業誘致事業において、造成計画が進められる工業用地。
	特定空家等	空家等（居住等がされていないことが常態である建物及びその敷地、付属物）のうち、(イ)そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、(ロ)そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、(ハ)適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、(ニ)その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると市町村長によって認められたもの。
	特別工業地区	都市計画法に基づく地域地区のなか用途地域を補完する「特別用途地区」の一種。地区の特性や課題に応じて地方公共団体が定める条例により、用途地域制限の強化又は緩和を行う。本市においては、地場産業の保護育成と良好な居住環境の形成を図ることを目的に指定されている。
	特別用途地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域を補完するものとして、特別の目的から特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るために定める地区。特別工業地区などがある。
	都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し、集約することによりこれらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
	都市基盤	道路や河川、公園、上下水道、電気・ガス・通信ケーブル等の都市の基盤となる施設。
	都市計画区域マスタープラン	都市計画法第6条の2の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、その区域ごとに、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定める。
	都市計画道路	都市の骨格を形成する基盤施設として都市計画決定された道路。
	都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続き、開発許可・建築制限などの都市計画制限、都市計画事業の認可・施行などについて定めた法律。昭和44年（1969年）施行。
	都市公園	都市の環境改善や住民の休息・レクリエーション、災害時の避難場所として設置・管理する公園又は緑地。

索引	用語	解説
	都市施設	道路、公園、下水道など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。都市計画法第11条において道路、鉄道などの交通施設や公園、緑地などの公共空地等を都市施設としている。これらの都市施設は、土地利用、交通などの現状、将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めることとされている。
	都市緑地	主に都市の自然的環境の保全・改善及び健康で文化的な都市生活の確保の用に供するために設けられる緑地。
	土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危険が生ずるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる区域。
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる区域。
	土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の整備を図る事業。土地区画整理事業の基本的な仕組みは、土地の所有者が道路、公園など公共施設用地を生み出すために土地の一部を提供（減歩）し、宅地の形を整えて交付（換地）するものである。
な行	内水氾濫	堤防から水が溢れなくても、河川へ排水する川や下水路の排水能力の不足などが原因で、降った雨を排水処理できずに引き起こされる氾濫。
	年間商品販売額	1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。
	農業振興地域	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域について、都道府県知事が指定する地域。
	農用地区域	農振法に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として、市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地等）を定めて設定する区域。
	ネットワーク型コンパクトシティ	中心地域と郊外地域に拠点を設け、各拠点到住居や都市機能を集約させるとともに、拠点間やその他の地域をバスなどの公共交通で結ぶまちの形態。
は行	バリアフリー	障がいのある方にとって障壁（バリア）となる段差をなくしたり、手すりやスロープ、点字ブロックの設置等を進め、だれでも快適に暮らせる建物、まちづくりを行うこと。また、段差など物理的な障壁のほか、心理的、制度的な障壁も含めた全ての障壁の除去という意味でも用いられる。
	ヒートアイランド	都市部が周辺域より高い温度になっている現象で、等温線を結ぶと島状になる。放出される人工熱や地表がコンクリートで覆われたことなどが要因とされ、風の弱い晴れた夜に顕著になる。
	ビオトープ	生物群集の生息空間を示す言葉、日本語に訳す場合は生物空間、生物生息空間とされる。
	風致地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、良好な風致の保全を目的として、樹木の伐採、土地の形質の変更、建物の規模（建蔽率、高さ）などを規制する地区。風致地区内においては、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などの行為について、市の条例で規制されている。
	ペDESTリアンデッキ	歩行者のための人工地盤。主に、鉄道駅、バスターミナル等の交通結節点において整備されることが多く、歩行者を自動車交通と分離し、安全で快適な歩行者空間を確保する。
	保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。

索引	用語	解説
	防火・準防火地域	都市計画法に基づく地域地区の一つで、市街地における火災の危険を防ぐため、一定の建築物を耐火建築物又は準耐火建築物にするなど、建築物の不燃化を図る地区。
	ポケットパーク	道路沿道の公共用地を活用してつくった小公園。
	保留地	土地区画整理事業における宅地造成や道路整備等の費用に充当するための売却用の土地。
ま行	まちなか居住	鉄道駅周辺など、都市の中心地域（まちなか）に住むこと。市街地の郊外拡大によって生じた中心市街地の人口減少など「空洞化」の問題に対応して人口の回復を図ることができること、交通の便がよいため高齢者や子育て世代などが暮らしやすいこと、さらには郊外部の環境負荷を軽減したり、社会資本の投資を都心に集中することにより投資効率を高めることなどなどのメリットがあるとされている。
	密集市街地	老朽化した木造等の建築物が密集しており、かつ、十分な公共施設が整備されていないこと、その他の土地利用の状況から、防災上の安全性が確保されていない市街地をいう。
	MINO サステナブルセラミックプロジェクト	不用陶器を活用した循環経済の実現に向けた取組。
	美濃焼	岐阜県東濃西部を中心とした地域で生産されるやきものの総称。桃山時代の織部、志野等の茶陶、明治時代の輸出陶磁器等、時代に即したやきものを送り出し、現代の食器やタイル等の生産量は全国一。
	無電柱化	電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。
や行	用途地域	都市計画法や建築基準法に基づいて、住居、商業、工業など市街地における大枠としての土地利用の規制・誘導を行うもので、第一種低層住居専用地域をはじめ 13 種類がある。用途地域制度が目的としているのは、適切な土地利用計画に基づく建築物の規制・誘導であり、用途混在や建築物の過密化を防止することにより、適正かつ合理的な土地利用を実現していく。基本的には市町村が定める。
	用途転換	計画的に土地利用の転換を図る場合や、従来想定されていた市街地像と異なる建築物が相当程度立地する動向にある場合などにおいて、用途地域の変更を行うこと。
ら行	ラウンドアバウト	円形の交差点の一種であり、交差点の中央部に配置された円形の環道が各方向の道路と接続している。環道内を車両が時計回りに優先通行することで、信号が無くとも円滑に交通流を制御することができる。
	リバーフロント	河岸や河畔など川に面した所。また、川の沿岸地帯の開発。
	立地適正化計画	都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に基づいて市町村が作成する、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るための計画。
	流出抑制施設	豪雨時に雨水が河川や下水道へ一気に流れ込むのを防ぐため、雨水を一時的に地中へ浸透させたり、貯留したりする施設。
	緑地協定	都市緑地保全法に基づき、一団の土地又は道路・河川などに隣接する土地の所有者などが市街地の良好な環境を確保するために結ぶ、緑地の保全または緑化に関する協定。



第3次

多治見市
都市計画
マスタープラン

2021(令和3)年3月策定
(2026(令和8)年3月改訂)

都市計画部都市政策課

URL : <https://www.city.tajimi.lg.jp>

E-mail : tosisei@city.tajimi.lg.jp

TEL : 0572-22-1392(直通) FAX : 0572-25-6436

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地